

平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）会議録（第2日）

平成23年8月29日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	橋 本 恭 子
15番	中 井 政 喜	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	森 本 麻 友	書 記	山 本 雅 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時59分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成23年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 皆さんおはようございます。3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1件目は、まちづくりの活性化対策についてであります。

事例として千葉県千葉市では、コミュニティービジネスの立ち上げ期の支援として、これから起業する人にとって広く参考になるようなコミュニティービジネスの事業計画を千葉市コミュニティービジネスモデルプランとして認定し、認定された事業計画化に係る経費の一部を補助するコミュニティービジネスモデルプラン支援事業を実施しております。

太子町において、自治体、民間事業者、NPOなどはそれぞれの特性を生かし、サービスを提供する新しい公共を推進するNPOコミュニティービジネス等（社会的企業）に対する経費の一部を補助する支援策について次の3点を質問をいたします。

まず1点目ですが、事業化に係る経費の一部を補助する支援策の考えについてお伺いをします。

2点目ですが、またこれらの取り組みについて、具体的にどのように対応されるのか。

そして3点目ですが、財政に絡むことから、事業主に対して融資、経営相談、起業支援を行い、中小企業等の振興を図ってはどうか。

以上、3点について答弁を求めます。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お答えをします。

経費助成につきましてのご質問と今後の取り組みについてのご質問でございますが、密接な関係がございますので一括して回答したいと思います。

ご承知のとおり新しい公共とは、経済社会の成熟とともに、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中、民間企業やボランティア、NPOなどの民間セクターと協働して公共サービスを提供しようとするものでございます。

町といたしましても、参画と協働の推進は必要と考えております。地域コミュニティーやボランティア、NPO等に対しまして、ホ

ームページを活用した情報提供や自治会への活動支援等に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、今の取り組みを推進するとともに、新しい公共を担われている方々のご意見もお伺いすることが必要かもしれないというふうに現在のところは思っております。

また、事業化に係る経費の一部助成でございますが、活動補助金として公費を投入することは、事業の必要性、公共性が求められることから、太子町各種事業補助金交付規則などの規則・要綱においてルール化をしております。

ですから、これらの規則に基づいて判断することになりますが、新しい事業の必要性が生じた場合には、その事業の公益性等を考えつつ、支援制度創設について検討することになりますが、これもやはり財政状況を考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 事業主に対しまして融資、経営相談、起業支援を行い、中小企業等の振興を図ってはどうかというお尋ねでございますが、中小企業の振興につきましては現在も太子町と太子町商工会が連携して対応をいたしております。

太子町におきましては、太子町中小企業利子補給制度あるいは太子町中小企業振興融資制度を活用し、支援を行うとともに、セーフティーネット保証第5号等を活用しながら中小企業の支援、保護に努めてまいっております。

また、太子町商工会におきましては、3名の経営指導員と2名の補助員を配置いたしまして、経営相談、金融、税務等の相談に応じるとともに、定期的に中小企業を訪問いたしましてアドバイス等を行い、平成22年度におきましては2,251件の経営指導員により指導を行っておりますところでございます。

また、商工会の主催によります融資説明会あるいは確定申告相談会なども開催をいたしております。

また、起業を考えている方などからの相談がございましたら、財団法人ひょうご産業活性化センターを紹介するなど、セミナー制度の案内を行っているところでございます。これからも引き続きまして、中小企業の支援に当たりましては、なお一層商工会との連携を図りながら努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 今香田部長のほうから、1点目から2点目の一括という形で答弁をいただきました。公共性、財政問題もありますが当然、新しい事業の必要性などが生じた場合はぜひ、ともに育てていくという考えに立って、今後とも支援をしていただきたいと思っております。

それから、3点目の山本経済建設部長の答弁で、中小企業に対する利子の補給制度や振興融資制度、あるいはセーフティーネット保証第5号等を活用し、支援、保護に努めていると説明がありましたが、その支援制度等の具体的な実績について、今おわかりになればお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず最初に、中小企業利子補給制度でございますが、平成22年度の実績といたしまして74件、104万7,305円の利子補給を行っております。

それから、融資制度につきましては、22年度においては実績はございません。少し利率が高いといえますか、そういった部分で現在のところは利用がされておられません。

それから、セーフティーネット保証第5号の認定でございますが、現在228件の認定を行っております。これにつきましては、業種とも非常に多岐にわたりますので、製造業から販売、飲食というようなこともございます

ので、利用としてはかなりあるのかなど。これは融資枠の無担保保証額の枠が、これを受けますと8,000万円から1億6,000万円までの枠の拡大がされるといったことでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ぜひとも参画、協働体制の推進を図り、まちづくりに積極的にかかわろうとする住民等と協働しながら、より効果的な事業手法を見出すように期待を込めまして次の質問に入りたいと思います。

2件目は、教育政策、社会教育の推進についてであります。

まちづくりに必要不可欠な人づくり、その人づくりの根幹には教育というものがあります。その観点に立ってご質問をさせていただきます。

労働教育、社会教育の推進で参政権あるいは生存権、社会のルールやマナー、社会保障と税や環境あるいは食、農業、エネルギー、ICT、消費行動等自立した社会人として必要な知識、意識を身につけるための社会教育の充実を図る考えがあるのかどうか。

また、あるのであれば具体的な施策をご説明願いたいと思います。よろしく願います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ご答弁させていただきます。

議員お尋ねの自立した社会人として必要な知識、意識を身につけるための社会教育の充実を図るべき年代はといいますと、やはり高校生から20歳代前半までの青少年層であると考えております。この年代のうちに、働くことの大切さ、そして収入のうちから税を納めることの大切さ、またコミュニケーションの大切さなどを身につけておくことが必要であると考えております。

これらの課題の実現を目指して、太子町としましては、社会教育の一環としまして人権教育や青少年教育を進めております。

人権教育では、人権学習を通じて命のとうとさ、お互いが支え合うことの大切さなどを学習していただいております。

また、青少年教育では、青少年育成協議会活動を支援することによりまして、青少年を守り、育てていく環境づくりを推進しております。

一方では、高校生の地域貢献が求められている中で太子高校の生徒が地域に出向き、地域を愛する心を育てるため、太子町制施行60周年記念事業としまして、地域のイラスト看板を製作し、各公民館に寄贈、設置していただいております。そのほかでは、ジュニアリーダー養成講座を開催し、小学生のころから集団生活を通じて、マナーやルールを学んでいただいております。

なお、本年7月に実施しましたジュニアリーダーの養成講座による一泊キャンプでは、35名の参加を得て盛大に開催することができました。

以上のように、若いうちから自立した社会人として必要な知識や意識を身につけるための社会教育の展開をいたしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 先ほど、神南教育次長のほうからご説明がありましたけども、家庭、学校のみではなく、家庭あるいは地域あるいは学校も含め、自治体も含めて3者も4者も一体になった子供たちを健全にはぐくむ努力も含めて生涯教育というものをぜひ大切にしていきたいと思っております。

その中で、ぜひとも焦点を当てて再度再考を願いたいという形で、私たちは本当に自分や家庭が幸せに生きていくために働き、お金を稼いでおります。生活をより安全に、便利に暮らしやすくするためには個人では本当に到底賄い切れない費用というものが存在をいたします。

例えば、川に橋をかける、あるいは新しい道路をつくるといっても自分たちの力では実現できません。そこで、専門業者に頼んで橋

や道路をつくってもらいます。その専門業者への支払いや材料費をみんなが出し合う、これが税金であります。また、警察官や消防士を個人で雇うわけにはいきません。そのために人は、自分で稼いだお金を税金でそこから払っていきます。みんなの安全を守り、共有の財産を築き、そこから利益を得るための最低限の義務でもあります。

これら自立した本当に社会人として必要な知識、意識を身につけるために、特に税に関しての社会教育の充実について、どうお考えか、また具体的な施策等があればお伺いしたいんですけども、よろしく願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） もう藤澤議員もおっしゃるとおりでございます。国、県、地方公共団体、これが成り立って社会を支える大もとの一つは、皆さんの税金でございます。そういうご指摘からすれば、我々地方公共団体におきましても太子町におきましても、やはり子供たちに税っていうものはどういう仕組みなのか、税はどういう使われ方をしているのかということをやっばし小さいころから教育して行って、そしてご指摘のように社会人になったときにきちっと納めて、そして社会人として貢献するということが、これは一番大切なことかなと思います。

そういった中で、これは本町独自のことではありませんが、龍野税務署管内が子供向けに、小学生はたしか税に関するポスターだったと思います。それから、中学、高校におきましては税に関する作文、そういったものを募集しまして広く子供たちにアピールするとともに、税の大切さを教えるようなことをいたしております。

それから、町の教育委員会におきましては、社会科の副教材として税に関するような資料も子供たちのほうには手渡っているようでございます。

それから、龍野税務署ではまた学校向けに租税教育等をしているというふう到现在のと

ころなっております。

ただ、町においてもっと積極的に、例えば石海小学校なり斑鳩小学校でこういうふうなことをやったらいいんじゃないのというご意見があれば、また議員さんのご意見をいろいろお聞きして、そういうことをするのはいいことだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 きょうは2件の質問をさせていただきます。いずれも、働くことを軸とした社会的、経済的自立を促し、社会連帯を基礎に支え合うことを支援することで、地域の活性化につながると願い、今後も行政が一体となって活力あるまちづくりを目指し、住民の立場に立った参画と協働の推進による一層の支援を講じていただきますことを期待しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 では、皆さんおはようございます。登録ナンバー8番吉田でございます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問は3件ございますけれども、その一つとしまして、きょう特に確認をさせてもらいたいというのは、この文化財の管理、我々斑鳩に住んでおられて日ごろから見ておるんですけども、本当にこの文化財がきちんとどういう方法でね、当然建造物とか壁画とかいろいろあると思うんです。現在、国の指定とか県の指定、町の指定文化財、国の登録、県の登録含めて37件の文化財の登録がされておると確認しておるんですけども、そういうのが、修理とかを含めてやる場合にどういう手だてを打って教育委員会の文化財担当のほうで進めておられるんかお聞きしたいのが1つと。

それと、私が斑鳩公民館にお世話になって

おる当時によくお聞きしておったんですけども、通常庫裏、聖徳殿後殿という建造物がもう傾いて倒れそうという形で聞いておるんですけども、これが本当にいつをもってきちっとした、この建物は県の指定ということでお聞きしておるんですけどね、この件に関していつごろをめどにそれが修復をされるのか、またそういう予算はどのような計画になっておるのか、そこを1件目はお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 吉田議員から斑鳩寺の文化財管理に関しまして2点ご質問がございました。

まず、1点目の修復の手法でございます。

文化財の修理、修復に関しましては、原則としてその所有者または管理者が行うことになってございます。そして、その文化財が国、県、町の指定文化財の場合、国すなわち文化庁になります、あと県教育委員会、町教育委員会はその文化財について修理、修復の必要があると認めたときには、所有者に対しまして修理または修復をするよう、勧告することができます。

修理等に要する費用は、基本的には所有者の負担でございますが、指定文化財の場合、国、県、町はそれぞれの規定に基づいて補助金を交付することができます。町指定文化財の場合、経費の2分の1以内かつ予算の範囲内で補助金を交付することができ、平成22年度には斑鳩寺文書1巻について、所有者の斑鳩寺が修復を行い、それに対しまして経費の2分の1を補助金として14万9,000円を交付いたしました。

国指定文化財の場合、最大で国は経費の2分の1の補助金を交付することができ、その場合それに随伴して県が6分の1、町が6分の1の補助金を交付する必要があります。

また、県指定文化財の場合、最大で県は経費の3分の1の補助金を交付することができ、それに随伴して町も3分の1の補助金を交付する必要があります。

また、歴史資料館では、寄託を受けた資料について修理、修復の必要があると認めるときには、その所有者に対して修理、修復をするよう勧告するものとしますが、費用は指定文化財でない場合はすべて所有者の負担となります。

以上のとおり、費用負担についてはそれぞれルールが定められておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次、続いて2点目は、斑鳩寺庫裏の修復についてでございます。これまで県では指定文化財建造物の修理について、毎年度寺社、それぞれ1カ所ずつに事業を並行して助成を行っていましたが、県の新行政改革によりまして予算が40%削られまして、現在60%程度になってございます。単年度に1事業しか助成できなくなりました。

現在、書写山円教寺で修理が行われており、それがこの23年度で終了しますので、来年度平成24年度からは斑鳩寺の庫裏の修理にかかるという予定でございました。県もそのような状況でございますので、来年度からは神社の修理に係るということで、斑鳩寺の庫裏の修理はその後に先送りになってございます。現状では、実施の時期につきまして、何分県の財政状況の動向などから不透明な部分もありますので、県の文化財室に対しまして、県の補助事業として採択されるよう早期着工を引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今確認をさせてもらいましたが、この庫裏の修復のめどなんですけども、県のほうでは年に1回9月の時期をもって来年度はどこをやるかという形がやられとるようにお聞きしておるんですけども、その内容で斑鳩寺がいつやるかという、こういう形をやるときには正式文書で教育委員さんのほうには来ておるんでしょうかね、通知としては、そこをお伺いしたいんですけど。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 地元の長年の願いについては、教育委員会としてもよく理解しているつもりです。文化財担当が毎年、今吉田議員がおっしゃったように、補助要望の調査がまいります。そのときに、補助要望を毎年提出し、県教育委員会の文化財室へも通った結果、やっと来年からというときに、県の行革によりまして予算が削減され、着工が数年遅れることになったのは、私ども本当に大変残念でございます。

文化財室長は斑鳩寺の庫裏改修の優先順位が高いということはもう十分に認識されております。先ほど述べました神社の修復が終了次第、斑鳩寺に着手できるよう、私ども引き続き取り組んでまいります。今後とも地元の皆様方のご支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、今度はもう一件、追加で確認させてもらいたんですけども、今仁王門が、随分前でですけども、台風によりましてかわらが飛びまして、今銅板ぶきで修理をされておるんですけどね、これまだこの建物自体は県の指定にはなっておらないとお聞きしておるんですけど、これを県の指定にして早く修復というようなことを考える上においては、やはりこれも県の指定になるような申請手続ということが私は前々から必要やないかと思っておるんですけども、教育委員会さんとしてはこの手だてというのはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいんですが。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 通告以外でご質問いただいたわけでございますけれども、県の指定ということになりますと、まずは町の指定から出発します。町の指定ということになれば社会教育審議会の中に、そういう建造物とか文化財の専門家の先生が3人入っておられます、特別委員としましてね。その方にご協議いただくとともに、県教育委員会の文化財室とも十分協議をしないと、いきなり県に

上げるというわけにできませんので、やはり県の文化財室と、それから我々の審議会の専門家の先生方の協議等も含めて県指定という形になってまいります。

しかし、県指定も時々新聞にどこどこが県指定になったということで、最近ではたつの市の堀家住宅などが県指定になったという報道がありましたけれども、そういったものに持っていくにはやはり下準備が要ります。そういった面で、社会教育審議会の中でまずは入ってまいりますので、その手続等もよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） ちょっとお答えいたしておきます。

今吉田議員ご質問の庫裏の補修の関係で、この庫裏につきましても県指定を受けましたのは平成17年なんですね。それと、今先ほどご質問いただきました仁王門、これは18年に指定を受けました。これも町の指定を受けてから、先ほど次長が答弁しましたように、県の指定を受ける。そしてまた、古いもので貴重なものであればまた上の段階へ、段階を踏んで指定を受けるということになっておるところでございます。

そうした中で、私一番初めにお話しさせていただきましたのは、やはり斑鳩寺さんも相当そうしたものが古くなってることと、一体的に悉皆調査をしようということと、斑鳩寺全体を調査をしてこういう指定に向けてやっていったというところで、先ほど来ずっと出てますように、すぐに古いからぼつと修理がきくかというとなかなか難しいもんでございます。その中での、引っ張り合いと言うたらおかしいですけどね、緊急性、そうしたものも十分県の文化財のほうでは調査をいたしまして、取り組みをされるというところでございます。

最終確認等をいたしておるところは、先ほど教育次長が申し上げましたように、とりあえず庫裏の補修にかかっていこうということ

で、若干予算等の関係で延びたというのが現状でございます。そうしたところ、しっかりと町のほうといたしましても後押しをさせていただきたいと、このように考えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 詳細なご説明、町長ありがとうございます。

私が思いますのは、今お話が出てますようにここで申し上げたいのは、やはり事前の調整を、当然教育委員会さんだけじゃなくって、検証保存会とかお寺さんを含めてのその話を、できましたら年に1回ぐらい定期的に会合をやってもらって、次はどういうことをやったらいいかという形を、当然順序を踏まんことにはこれも修復なんかは進めていけないということはよくわかっておるんで、そういう形を教育委員会のほうが、あくまでもいろんな意味での窓口なので、県とか国に対してでもそうですけども、そういう意味でやっぱり我々の自治会とかお寺さんとかを交えて、そういうことをきちっと進めていただけたらという意味合いで、今回あえてこのお話を出しております。

以上、文化財については終わります。

次に、2番としまして上げておりますのは、太子東中の通行道路、山側の壁のブロック、これのひび割れということで上げさせてもらったんですけども、ここに写真等も持っておるんですけどね。これ以前に、6年ぐらい前かね、何か話の中では、私はその当時は認識はしておりませんでしたんですけども、これを現地を見させてもらいましたら、この割れたひび割れの入るところを穴をコンクリートで埋めて修復をしておるんですけども、そこがまた割れてもうひびが大きくなっておるのが現状です。

そういう意味で、これ学童の通学道路もあり、それと下には家もあるということなんで、今言うゲリラ豪雨とか、いろんな形が通常起きてる時代なので、そういうことを踏まえたら、本当にこの問題に対して、行政とし

てどのように調査、計画をされておるんかをお聞かせ願いたいんです。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

お尋ねの東中学校につきましては、昭和57年4月に新設、分離開校した状況であります。前々年の昭和55年度に陸上自衛隊員の協力を得て敷地造成を行い、それに伴いアクセス道として町道東中学校聖徳台線を整備いたしました。

今回議員がご指摘になっております、町道沿いの東中学校のり面につきましては、一部切り土により、また一部盛り土により構成されており、擁壁ブロックのクラックについては長年の盛り土の加重により発生したものと見ております。

まず、現状調査としまして、クラック部分にマーキングを施して、継続的に学校幹部に観察及び調査を指示しております。1年にわたり点検を続けましたが、クラックの拡大及び移動などは確認されておりません。また、豪雨のときにクラック部分を観察したところ、その箇所から雨水の流出というのはなくて、一定の割合で配置された擁壁の排水パイプのうち一部は閉塞しておりますけれども、多数のパイプは機能しておりますので、そこからの雨水の排出を確認しております。

今後においても、引き続き観察及び点検を行い、注意深く現状を見守っていきたいというのが教育委員会の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今お答えをいただいた中で、マークをつけて点検という意味合いがありましたけれども、これはいつからおやりになっておるんですかね。それをお聞きしたいんです。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） いつからということはおそらくわかりませんが、今年はお色を変えて、白色に変えたという形で学

校の幹部、校長、教頭をお願いしまして、それぞれの始まりと終わりにそれぞれ色を変えてマーキングしております。

そういったことで、いつからということはおそらくわかりませんが、実はこの問題を吉田議員からちょうだいいたしまして、かつてその教育委員会に勤務していた者、今は違う部局におるんですけども、その者が担当していたときに、クラックの端と端に目印の小さなくぎを打ち込んでおったという、そういうことがありまして、割れ目が拡大していくかどうかを確認していた者がおりました。結果は、その者が勤務している間は広がりなかったということは確認しております。ですから、ずっと以前から、もうクラックはあったようでございます。

また、現在東中学校の幹部職員に聞いたところ、この先生は以前にもその学校に勤務してたことがあって、その当時から、先輩からずっと前からこの問題はあるんだということをお聞きしておったということでございます。そういった話を総合しますと、大分古くからあったということであると思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほど、いつからかわからないとおっしゃっておりますけれどもね、実際この件は私の聞くところによると、やはりこれは数年も前から学校のほうで管理をしていただいておりますはずで、その履歴が残っておりますはずと私は確認させてもらっております。そのお答えが出るかと思ったら今それがお答えなかったもので、本当に管理がされておったのかということをお聞きしたいのですが1点と、これは学校当局とか教育委員会でそういう確認をしてもらってますけど、専門家としてこの問題に対して見た場合には、そういう調査があったのかなかったのか、またそういう意味合いではどうなのかをお聞きしたいんです。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

この件につきましては、先ほど次長のほうが申し上げましたように、ご高承のとおり昭和55年、56年、57年と3カ年をかけた自衛隊が造成工事をやりました。そうした中で、完成後一部ブロック擁壁等に水平クラック等が発生し、また一部ブロックの積み直しをさせております。そのときに、裏鉄筋補強等を瑕疵として、既に対策をとらせていただいております。

また、完成5年後の昭和62年ごろにもそうしたクラックが見られまして、議会でも取り上げられたところでございます。そうした中で、設計及び施工者とも協議をいたしまして、コンクリート擁壁またブロック擁壁の天端でのレベル測定もさせていただいております。1年間を通してやったところでございますが、それでは大きなひずみ等は出ておりません。

そして、昭和63年に予算化をいたしまして、側溝クラックまた擁壁クラックのすき間へのセメントミルク、グラウトの注入、またシーリング工事等を行わせていただき、のり面上部よりの裏側への雨水の流入、それを防止するために対策工事をやっております。

そうした工事をやった関係上、今のところマーキングをさせていただいておりますが、変化は見られていないというのが現状でございます。毎年そうしたところは慎重に対応をさせていただいております。余りクラックをとめてしまいますと、逆に上からの雨水等々の浸透によりまして逃げ場がなくなるというようなことで、逆効果を起こすこともございますので、今植栽等でも樹木が雨水等を吸収するということで、そうした対応もとらせていただいております。

そうした経緯、経過を踏まえながら今後もしっかりと経過観察は続けていきたいと、このように考えております。私自身も担当のほうと話をしながら、今のところ大丈夫だという結論を受けておるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今町長のほうからお答えをいただいたんですけども、町長の見解と私が現地を見ましての見解ではね、本当に今おっしゃるようにセメントを詰めたりとかは実際に当初、その当時されたと思うんです。その形跡は見えるんですけど、それからやっぱりまた広がり、ひびが入っているような形に私ども素人目で見ても思えるんですけども、そこら辺の見解が違うことを私思いますんで、再度ご確認を願えたらと思うんです。

というのは、本当に先ほども言いましたように、雨が豪雨で降ったりとかいろんなことが起きてますので、そういう安全、災害に対してのね、やはり防止をしていただけるように前向きにお考えいただきたいなど。

それから、先ほど教育委員会のほうでもおっしゃってましたように写真を撮っての経時変化、これはもう以前からそれをやっておると聞いておるのにもかわらず、現実是这样い資料が残ってないということに対して私は遺憾に思います。本当にどうなってるんかと思うております。だから、今後はきちっと我々がそういう資料を求めた場合には、ご提示願えるようお願いしたいということでこの件は終わります。

次に、鳥獣駆除に関してですけども、これも前回の話に出ておりましたんですけども、実際その後もいろいろと我々のほうにこの問題に対して再度やはり物を言っただけないかという形がありまして、取り上げさせてもらいましたけども、実際8月25日にも行政含めて担当地区との打ち合わせとかいろんな手だては打ってもらっておるんですけども、ただ私が思いますのには、何かお話の中では太子町においてはこのシシとかシカとかが出て、とったときに、引き取ってもらう形で行政にお願いしたらお金をいただくような形でお聞きしたんですけども、ほかの市とか町さんに聞きましたら、逆にお金を支払ってるんだといって私は確認させてもらうんです、そういう点も含めて。

それともう一点、確かにこれは対策打って

もなかなか難しいと私も思うんですけども、やはり猟友会を含めているような協力を求めた上で行政もやられとる思うんですけども、猟友会のメンバーも最近は少ないという形もあるし、そういう意味では地元の地権者とか自治会とかそういうところにわなの許可を、所によったら行政がやはりお金を出したげて、そういう免許を取った上でそういう駆除の対策ができるようなことを考えておられるようなところも聞いておりますんで、太子町も今後そういう前向きな考えをしていただけるよというのを思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 鳥獣駆除についてのご質問でございますが、まず基本的にはそれぞれの権利者で自己防衛していただくということが望ましいというように考えておりますが、近年シカによります農作物への被害、増加傾向に伴いまして太子町といたしましては狩猟会の掛龍支部に捕獲を委託いたしまして、被害想定区域でのくくりわなを設置をし、シカの捕獲に努めているところでございます。現在のところはそういった状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 部長、シカの引き取りのお金の関係。

○経済建設部長（山本武志） シカ捕獲といますか、個人でとられるといますか、そういうのり網にかかったシカ等の引き取りにお金が要るというようなお話でございますが、現在のところは事故扱いというような形で町のほうで処理をさせていただいております、お金をいただくというような方法はとっておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今お答えで内容はわかりました。ただ、当然田畑等を持っておられる方、また自治会の墓なんかも最近をよく荒らされて本当に苦慮されておるんですけども、

それで先ほど言いましたように行政さんのほうも他市とか町を含めて、今回も何か国の補助でこの金網が1.5キロメートル材料代をもらえて、それで対策を打つようなこともこの間会議の中であったらしいんですけども、1.5したからというてこの上太田のそういう有害駆除に急遽なるとは思いませんので、やっぱり行政のほうで、あるところの市なんかでしたら行政の方も狩猟免許を取って、その中でその地域を説得してこういうことの問題に取り組みされてるといことも実際に私も確認させてもらいましたので、もう少し太子町のほうも、そういう意味合いで前向きにとらえていただくようお願いさせていただきますらと思えます。

以上、3件の質問をさせていただきましたけども、この3件は我々住民にとったら身近な問題ですので、とにかく前向きに予算の大変な形もあると思うんですけども、今後ご配慮いただいて太子町がよくなるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、6月の議会でも質問させていただきました、7月24日、日曜日正午をもってアナログ放送が終了となり、地上デジタル放送へ完全に移行しましたが、当局へは当日及びその前後数日に関してどれぐらい相談や問い合わせがあったか、また今もって地デジ化が完了していない世帯はございませんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 地デジ化につきましては、デジサポ兵庫を中心に取り組みが進められてきたところでございます。また、町におきましても臨時相談ホットラインを設置したり、職員による相談対応、また国のほう

への紹介を行ってきたところでございます。

7月1日から29日の間に町に寄せられた相談、問い合わせは11件でございました。主なものは、チューナー無償給付制度が6件、それからチューナーの使用 방법에係るものが2件でございます。

また、デジサポ兵庫へ寄せられた相談件数は、7月1日から8月16日までの間に22件ということでございます。デジサポ兵庫のほうでは、ケーブルテレビへの移行案内だとか、家庭内設備の改善アドバイスを行っております。

それから、現段階での地デジ化未完了世帯の数でございますが、詳細な数は把握しておりません。町へ寄せられる問い合わせが少ないことから大体おおむね移行は完了したものであるというふうに思っております。

それから、受信状態がよくない世帯または地デジチューナーを持っていない世帯が若干残っている可能性もありますので、デジサポ兵庫への対応依頼を現在も行ってありますし、またまだチューナーがないという相談があった場合は国が行っているチューナー貸出制度、また生活困窮者に対する無償給付制度の案内を行ってまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 問い合わせ等は、件数わかりました。

不法投棄とかはないでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 不法投棄というのはアナログテレビの不法投棄ですか。その辺については関知しておりません。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 不法投棄に関してはテレビでもやっておりましたんでまたご注意をよろしく願いいたします。

続きまして、沖代の信号機の設置についてでございます。これも6月に質問させていただきまして、

揖龍南北幹線道路開通後、県道133号網干停車場新舞子線との交差点で交通事故が多発しており、とうとう10件を超えたというふうに聞いております。いろいろと安全対策やパトロールまた啓発などを施されておりますけれども、いまだ信号機設置には至っておらず、いつになったら信号機は設置されるのかということで、この間まちづくりの集いのほうでもいろいろと問い合わせ等あって、町長のほうからも答弁あったというふうに聞いております。

その辺を踏まえまして、たつの警察署のほうにはもういってると、部長及び担当課長も精いっぱいやっていただいております。ただ、県に上がってからの今後の状況がいまいち伝わってこないんだということを聞いておりますので、その辺を詳しくご説明願います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 沖代の信号機設置についてのご質問でございますが、地元沖代自治会からの信号機設置要望を受けましてたつの警察署へ進達し、現在は兵庫県警察本部並びにたつの警察署、兵庫県龍野土木事務所で信号機を含めました事故削減の取り組みが検討されておるところでございます。

太子町といたしましても、開通以来多くの交通事故の発生を受けまして、要望とあわせましてできる限りの事故防止対策を行ってまいりました。

ハード面では注意喚起看板を太子町で、一時停止の強調表示と減速表示を6月末にたつの警察と龍野土木事務所にて施工をしていただいております。

そして、ソフト面では事故多発啓発として自治会回覧や、事故が多発している時間帯での交通安全を進める会及び町職員によります交通の安全の立番など。また、たつの警察署によります交差点付近のパトロールカーによる監視及び取り締まりなどを実施いただいております。

信号機の設置につきましては、あくまでも

兵庫県公安委員会による交通規制ということでございますので、警察側の現地踏査、設置要件照査等が行われまして、交差点の形態あるいは幅員等総合的に交通規制の可否を判断して決定をされております。事故がない安全な交差点の実現を目標としての方策の検討を進めるとともに、今後につきましても信号機設置の早期実現に向けました継続要望、これは太子町といたしましては、それをさらに進めて要望していくということで取り組んでまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町が一生懸命やっていたていることはもう十分認識しております。沖代さんのほうもその対応等は喜んでおられますけども、県のほうからの回答がなかなか出てこんという状況らしいんで、とにかく死亡事故が起こってからでは遅いんで、一日でも早く信号機が設置されるように太子町のほうからももう一回強い要望を繰り返し繰り返しお願いしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

日本商業工業会により、平成22年1月1日から消火器リサイクルシステムが開始され、耐用年数が過ぎたものや、さび、傷などによって使用に耐えられなくなったものを廃棄する際のルールが決められました。

そこで、太子町における消火器リサイクルの現状と今後の対応について質問させていただきたいんですけども、まず消火器のリサイクルシステムということで、まだまだ広く知られていないというのが状況であると思います。

そこで、消火器をリサイクルに出すときにどうしたらいいのかという状況をまず太子町のホームページで検索して確認すると、質問、消火器を処分したいのですがどうすればよいですかという質問があると、それに対する答えが、消火器を購入した業者、または取

り扱っている業者、量販店などにお問い合わせくださいというふうに書いてあります。費用の目安が書いてあるんですけども、ここには費用が800円とか1,000円とか、粉末の形によって違うというふうなことが書いてありますけども。

こういったこのホームページの状態をこれからちょっと詳しく見ていきますけども、町のホームページとしては問い合わせくださいというふうなことで、リサイクル窓口をまず知らせてないと、住民が自分で調べるように促しているという状況であります。リサイクルするには、リサイクルシールが必要なんですけども、リサイクルシールが必要ですよということも現状では書いてありません。リサイクルシールも当然購入するわけですから、そのリサイクルシールの金額等も触れてございません。というのが太子町のホームページの今現状です。

太子消防署のページ、コーナーもあるんですけども、そこには消火器リサイクルについての表示はございません。現状、消防署のほうではリサイクルに関するチラシはお配りになっておりますけども、そのチラシの中にも窓口がどこにあるという記述はございません。

そういった現状を見ていくと、私もいろんな方にリサイクル知ってますかというふうに聞いたんですけども、正直私自身も知らなかったです。知ってるよという人が今まで私100人ぐらい聞いたんですけど、一人も今いっしょじゃない状態でした。

そういったことを踏まえて、その問い合わせしてくださいというふうに書いてあるんで、大もとの日本消火器工業会ホームページを見てみました。そしたらそこにもリサイクルしてくださいよという回答ですけども、今度は消火器リサイクル推進センターのホームページを見ろというふうに送られるんですね。消火器リサイクル推進センターのホームページ見ていくと、詳しくは載ってるんですけども、すんなりどこに持っていったいいの

かっていうのがわからない。で、検索しまくりまして、この太子町で今リサイクルの消火器を持っていこうとした場合、たつの市に2社あります。姫路市に16社あります。一番近いのがたつの市揖西町小神というところにある会社であると。

先日部長にもお聞きしたんですが、太子町の指定業者はたつこの新宮、姫路にある遠いところの2社か3社が指定というふうにお聞きしたんですけども、姫路のほうでも一番近いのは青山、あと大津、広畑というふうによっぽ離れているわけで、車がある人が持っていくにはいいと思いますけども、後で井村議員とか福井議員が買い物についても質問されるようですが、車のないお年寄りとか障害者の方とかが、消火器リサイクルしたいときに、そこまでちょっと持っていけないんじゃないかというふうにも感じます。

あと姫路市のほうでは消防局が、スーパーとか大型の電器店と協力して消火器の無料点検、老朽化消火器の回収を平成22年度、平成23年度にわたって、年に今1回ですけども実施されとります。そういったことを踏まえまして、太子町のほうではリサイクルはできないのかということをお聞きしたい。

また、太子町の消火器を販売されてる業者さんのほうにも推進していただいて、リサイクルの窓口になっていただくということを行政のほうからも指導していただいたらと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 廃消火器のリサイクルについてのご質問でございますが、制度の創設につきましては先ほど議員申し上げられたとおりでございます。その運用につきましては、2010年1月以降の消火器には既に機器にリサイクルシールが張られ、2010年1月以前の消火器には、リサイクルシールをオープン価格で購入し、張りつけてから引き取ってもらうこととなっております。

このことによりまして、より確実にリサイクルが実施できるよう運用されたものでござ

います。これはあくまでも個人が購入する消火器であることから、取り扱い専門の事業所と個人が直接取引を行っていただくこととなります。

1点目の消防署がリサイクルを行っているということですが、自治体の消防署が実施主体となって廃消火器を取りまとめ、リサイクルを行っているところはございません。住宅の消火器の設置はあくまで個人の自己管理により廃棄するものでございます。

ただ、行政としましてはこれまでも防災訓練とか、消防署や行政機関の行事によりまして住民の皆様から廃消火器を持ち寄っていただきまして、取り扱い専門の事業者に参加していただきまして、個人の消火器の交換、廃棄を促しているのが現状でございます。他の自治体と同様にこれからもその方法により推進する予定でございます。

それから、リサイクルの特定窓口についてでございますけども、既に消火器を取り扱っている事業者におきましては、株式会社消火器リサイクル推進センターに加入され、社団法人日本消火器工業会の特定窓口としての指定を受けられております。廃消火器の収集、運搬、保管の業務を既にされております。

ちなみに、町内では消火器の販売の専門業者はございません。近隣市町では、先ほどお話がありました特定窓口の指定を受けている事業者は、姫路市で16社、たつの市では2社あります。私どもも住民の皆様からの処分の方法の問い合わせがあった場合は、先ほど申し上げました近隣の18社の中で取扱店を紹介させていただいております。

なお、太子町では廃消火器はごみとして処理できないこととなっております。そのことから、住民の皆様から廃消火器をどこでどう処分すればいいか、適正な処理の方法や手段についてお問い合わせもでございます。通常ですと買い求められた販売店へお返しいただくというふうに申し上げておりましたが、日本消火器工業会にもそういったパンフレットがございますので、それを取り寄せて、ホーム

ページまた公共施設等に置かさせていただいて、啓発してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そのチラシ等を取り寄せて啓発していただくということですが、これはもうぜひしていただきたいということで、今姫路市のほうのことなんですけども、その日本消火器工業会のホームページを見ると、姫路市消防局における取り組みについてという事例が紹介されているわけなんですけども、この中では詳しく述べますと、平成22年3月6日、7日にわたってマイカル姫路サティ、ケーズデンキ姫路本店で消防局と地元の企業、設備業者が連携して消火器の無料点検、老朽化消火器の回収を実施されとります。あと平成22年度は3月7日に、飾磨消防署のほうでもされております。今年度も3月5日にイオン姫路大津ショッピングセンターのほうでもされとります。

というふうに、消防と行政のほうもちょっとアピールしていただいて、地元の自治会等とも提携して、例えば地元の地区公民館のほうで回収のこういった会を催すとか、また障害者の方とか高齢の方がそこまでも持ってこれないんだったら自主防災組織の方によって回収の代行をしていただいて持っていくとか、そういったことができないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 太子町でも昨年11月には、自治会での防災訓練の際に消火器を持ってきていただいて太子消防署のほうで消火器の取り扱いの講習会をやっております。その中で廃消火器、具体的に申し上げますと4本、また詰めかえ12本、新規購入等7本ということで、単一自治会でもそういった形で取り組みはさせていただいております。これは、消防署と一緒に連携になって今後もそれぞれイベント等自主防災組織の訓練の中で推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 11月にされたということですが、今年度は予定ないんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） それぞれの自主防災組織で計画されておりますので、その自主防災組織の防災訓練にあわせた形で廃消火器の詰めかえ、処分等をやっていききたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 自主防災組織のほうに任せるといっていますが、町としてももっともっと啓発していただいて、とにかく現状消火器をリサイクルするときどこに持っていったいいのかっていうことをご存じない方が、工業会の資料に基づきましても、1割にも満たないんですね。

先ほどリサイクルシールのことも答弁ありましたけども、リサイクルシールは2010年10月1日以降に製造された消火器にはついています。ただし、多分恐らく皆様のご家庭にある消火器はもっと古いものだと思うので、それにシール張ってないんです。シール買おうとしたら550円かかります。1枚のシール買ってそれを出すということも町のホームページに載ってないんで、その辺やっぱり周知を徹底していただきたいと思うんですが、お願いできますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この消火器問題も議員もご承知のとおり、防火予防には各家庭に置いてくれということで行政があっせんして、私どもの消防団の担当でございます生活環境でもあっせんをさせていただきました。

そうした中、リサイクル等ともやはりそうした形式で考えていかなければいけないのではないかなという思いでございますが、しかし十分その制度を知っていただかないと、逆にお金を今度はちょうだいしないと、行政では負担するというこれは個々の問題で

ございますんで難しいということで、各持参者からリサイクル料をもらって対応をさせていただかなければいけませんので、そうしたところ十分説明をし、またご理解をいただいて消防団の常日ごろの訓練時それから消防署の訓練、町の訓練等々でもそうした面を皆さんに知っていただいて、そして行政でもできる限りの交換、詰めかえまた廃棄も今後対応はさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 しつこいようですが、高齢者の方、障害者の方、そう遠くまで持っていくけないということと、あと一点、今特定窓口のほうで引き取りを依頼するとお金がかかるということが町のホームページでも紹介されとります。私も今その話題をずっと触れてきましたが、実は指定引き取り場所が別にございまして、これは近くでは西濃運輸株式会社の姫路支店、これ飾西にございます。この指定引き取り場所に持ち込みした場合は無料なんです。だから、こういったところ一括して町のほうで公民館で集めて持っていくかかっていうふうなことをすると無料でできるんじゃないかなあと思うんですが、その辺も含めまして検討していただいたらと思います。

もう一点、特定窓口のほうにも太子町の中には専門で販売しているところがないというふうにおっしゃいました。でも、実際に現実消火器を売ってる電器屋さんとかいろんなところがございます。そういったところに、特定窓口になると聞いたことありますかというのを問い合わせしましたが、知らない。現実こういった自治体様用っていう啓発資料がありまして、それを特定の窓口等になるように推進するというふうな啓発のチラシがございまして、そういったものも活用していただいて、町内の消火器を販売しているところに持って行って、特定窓口になるように推進していただくっていうことは、いかがでしょう

か。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 西濃運輸の指定引き取り場所ですか、これについてはちょっとまだ私どもでは確認はしてないんですけども、自治体専用のパンフレットにつきましては、先ほど申し上げましたように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 とにかく、消火器古くなったら事故が頻繁に起こっておりますんで、危険なものでもあります。古い消火器をやっばり新しくしていくっていうことは必要なんだと思うんで、その辺安全・安心ということも含めまして、町のほうでも啓発のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」である“和のまち太子”を目指した太子町第5次総合計画の中で、参画と協働体制の推進をうたったページには、特定のテーマのもとに集まって活動するボランティア団体やNPO、まちづくりに積極的にかかわろうとする住民等と協働しながら、より効果的な事業手法を見出す必要があるとうたい、平成24年度までを計画期間とする第4次新行政改革大綱において、行政パートナー制度の導入を検討しているというふうに記載されております。

また、施策の9番、自治と連携による力強いまちづくりの施策1番として、参画と協働の推進を記載したページの中には、基本的な方針として参画と協働によるまちづくりを進めるため、住民と行政が①情報ニーズを共有する、②知恵を出し合う、③力を出し合うという参画と協働の各段階において住民が参加しやすい環境を整えるとも記載されております。

そこで、行政パートナー制度を含めた自治との連携による力強いまちづくりにかかわる

参画と協働の推進、さらに情報開示と説明責任及び市民参加について質問させていただきます。

まず、22年度、22年3月の定例会で井村議員が総括質問されておるんですけども、協働できる仕組みづくりについてボランティア、NPOなどのまちづくりの担い手が情報共有のための協働できる仕組みづくりとして専用のホームページを作成し、行政が必要としている参画や協働の情報を掲載するとあるが、具体的に説明を求めるといふうに質問されました。

それに対して町長は、まちづくりにかかわる情報は参画、協働を有効に推進するための重要な要素であることから、行政情報を手に入れやすい環境の整備といたしまして、ホームページにおける参画と協働に関する専用のページを設けるといふうに答弁されました。それ以降、行政が今パートナーとしてどんな人材を必要としているかを一目でわかるように工夫するといふうに答弁されております。

その後、22年度の本会議等では、各議員のほうから専用ページや行政パートナーについての質問はございませんでした。そうする中で1年が過ぎまして、23年になりました。23年度の施政方針の中には、専用ページも行政パートナーという言葉も出てきておりません。出てきてないとすると、ちょっと私は後退したのかなといふうにも受けとめるんですけども。

その辺も踏まえまして、具体的に質問させていただきますけども、まず1点目、22年度の施政方針で、協働できる市民づくりについてボランティア、NPO等のまちづくりの担い手が情報共有のための協働できる仕組みづくりとして専用のホームページを作成すると述べられた22年度ですけども、専用ページはいまだに作成されておられません。どのようになっておりますでしょうか。

また、もしすぐにも作成する場合、どのような内容のページになりますでしょうか。

次に、制度そのものの説明や具体的な事例は省きますが、2点目、行政パートナー制度の導入についての当局の考え方と進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

さらに、この新聞等でも発表されましたが、7月には姫路市またたつの市、相生市でも事業仕分けというふうなものが行われとります。そういったところも含めまして、太子町における自治体基本条例や住民参加条例などの条例制定、また姫路市やたつの市、相生市も含めた実施されている住民参加による事業仕分けに関する方針はいかがでしょうか。

さらに、23年3月の定例会議で町長の答弁の中で、パブリックコメント、意見を募集した案件については9件で延べ119件のコメントがあったといふうなご答弁されとります。これも現実きょうの時点で、ホームページのほうでパブリックコメントを確認しますと、太子町国民保護計画案、太子町障害者計画及び障害福祉計画案、太子町総合公園基本計画案、第5次太子町総合計画案の4点に関するパブリックコメントの結果が載つとりますが、そこには寄せられた意見はわずか2件という結果が表示されとります。

あと太子町でも高度情報化計画に基づいて、職員による勉強会のほうも立ち上がっておると聞いております。その辺も踏まえて4番目、太子町でも以前から住民参加という考え方があり、パブリックコメントの実施などが行われてきましたが、現在このICTの著しい進展と普及に基づき、これまで以上に地方行政にはさらなる情報のオープン化と情報開示のスピーディーさが求められています。そこで、行政はまた議会もICT化の推進が必要と考えますが、今後太子町の具体的な取り組みはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 4点お伺いしましたので順にお答えを申し上げます。

現在、参画と協働に係るホームページといたしましては、ご指摘のとおりパブリックコ

メント制度、それから各種審議会委員の募集、それからまちづくりの集い、情報公開制度、それぞれ担当課のページに掲載するとともに、情報の更新を行う際にはホームページの新着情報に掲載するなど、随時行政情報を発信しておりますが、今のところ専用ホームページの作成には至っておりません。したがって、ご指摘のとおり参画と協働による事業が一目で確認できるような、そういったページを早急に作成したいと思っております。ですから、これは近いうちにまたホームページ上に明らかになるというふうに思っております。

それから、行政パートナー制度の導入についてでございますが、今のところ一応ボランティアだとか、何回も申し上げますが、委員会の公募、パブリックコメント、一応制度としては整っております。しかし、参加される人が少ないというのも、これまたひとつ現実でございます。いろんな行事があるわけですが、そういったところでボランティアさんの活用だとか、いろんなところでの皆さんの参加を促して行って、そして少しでも多くの参加をしていただくようにしたいということです。

具体的に申し上げますと「老原そばまつり」だとか「のびすく」ですね、子育て支援センターのところ、それとか自主防による防災活動、防犯活動、その他いろいろ現実にはやっておるわけですが、できるだけたくさん皆さんのご参加をお願いするよう促していきたいというふうに思っております。

それから、3点目の自治体基本条例や住民参加条例また事業仕分けについてでございますが、まずは今現在行っております、先ほども申し上げました参画と協働の取り組みを少しずつではありますが広げて行って、より実効のあるものにしたいというふうに考えております。少しその辺、我々の思いと町民の皆さんとの間にギャップがあることは認識いたしておりますが、そういったところがだんだん参画と協働のあり方が本当に町民と行政、

そして議会とが、あり方が醸成されたときが、自治基本条例、住民参加の条例の検討の始まりだというふうに思っております。

それから、事業仕分けについてでございますが、今現在事務事業評価を取り組んで進めております。これにつきましては、第5次総合計画の開始を機会に、昨年度より導入したものでございますが、現在は庁内で評価を行って今後の方針を整理して実施計画に反映させていきたいと思っております。

それから、事業仕分けという言葉が新しいようですが、行政は昔から予算の査定のとこにある程度の事業仕分けもいたしております。そういったものをこれからどのように評価して行って、どのように実施計画に反映させるか、それが一つの今後の方向だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 4番目の件については。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 濟いけません。ICT化の関係でございますが、県におきましてもひょうご情報交流戦略がもう発表されております。本町といたしましても、国、県のもちろん流れはあるのは承知しておりますが、今年度におきましては太子町としましては、高度情報化計画の策定を予定いたしております。これは予算には上がっておりません。職員自前による高度情報化計画の策定を予定しております。

中身につきましては、3・11もあったわけですが、震災時のサーバー管理をどうするかとか、また住民票だとか印鑑証明の自動交付機をどうするか、またワンストップ、ノンストップをどうするか、そういったものもICT化の中の一環だというふうに考えておりますので、これにつきましては今年度中に策定をして、一定の道筋をつけたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今のお答えの中で、まずお

聞きしたいんですが、1番で、専用のページは近いうちに作成するというふうになっております。兵庫県内の、例えば神戸市の協働と参画のプラットホームというすばらしい考え方と、すばらしい内容のホームページがございます。そういったところもぜひご参考になって、わかりやすいページをつくっていただきたいと思うんですけども。

あと現時点でも担当課によるホームページの新着情報で、どんどん行政のそういった情報を発信しておるといふうなご回答をいただきましたが、実は調べてみますと、太子町のホームページ、この7月に新着情報で更新されたのが、広報が出ましたとかそういったものも含めて7件更新されました。6月が7件、5月3件、4月1件、3月3件、2月がゼロ、1月が6件、現時点で確認できるバックナンバーを見る限り、ちょっと情報公開のスピーディーさとか情報量、少ないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 政令指定都市の神戸市さんのホームページと比較されると確かにお粗末なのかもわかりません。それは私も否定いたしません。しかし、私どもは私どもでこういったホームページならホームページ、広報なら広報で情報を発信してまいりたいと思っております。

それから、新着情報の件なんですけど、どこのどの情報をどこまで求めておられるのか、私どもは、例えば制度が改正された、いやこういったものがある、こういったものがあるということは順次お示ししておりますので、現在のところ、例えば7件が70件がいいのか、じゃあ70件何をホームページに出すのか、その辺のところはちょっと首藤議員さんと私ども、ギャップがあるなというふうに感じております。

ですから、私どもはお示しできるところは広報なりホームページでお示するというところでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 考え方の違いがあるということですが、例えば太子町のホームページを拝見しますと、一番最初の斑鳩寺のどんちょうが上がるページからずっと見てきておりますけども、現在のホームページで、例えば太子町っていうのが町外の方、全国いろんな方が太子町を調べるに当たって、太子町っていうのはどういうとこなんだ、太子町の町長、最高責任者の方ってどんな方なんだとかというふうに見た場合に、町長のあいさつのところにたどり着こうとすると、3回クリックしないといけないんですね。

全国いろんな市町村のホームページを拝見しますと、市長さんなり町長さん、村長さんなりのページにはもう1回で大体たどり着けます。そういったことも含めて、この太子町のホームページ、先ほどの消火器のこともそうですけども、ユーザーフレンドリーという言葉があるんですが、それに少し欠けてるんじゃないかなと私は思うんですが、部長、いかがでしょう。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 首藤議員、パソコンのご専門家の方ですので、そういったご意見が、見方があるかということは、そうかなと思いますけども、ある程度工夫ができることは工夫していきたいというところでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長、ご自分のあいさつのページになかなかたどり着けない今の現状のホームページ、どう思われますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身、このホームページ等々、IT化に持っていくに当たっていろいろと試行錯誤させていただきました。しかし、今以前からいろいろな議会でもそういう議論をしたことがございます。しかし、我々太子町といたしましては限られた職員の中で、そして費用も大きく投入するのではなく作成していこうというところで取り組みをさせていただいております。機種等々につき

ましてやっと今2台目のサーバー等々で対応しておりますが、やはり抜本的に大きな神戸市等々との差というのは、これはもう私は仕方がないなという中で、太子町は太子町としてできる限りの取り組みはしていきたいと、このように考えるところでございます。

私のあいさつ等で言われておると思いますが、しかしこれはすぐにぼっとたどり着けるようにするのはやぶさかでないと思いたすけれども、見る人につきましてはいろいろな見方があると思います。いつもまちづくり懇談会でも申し上げておりますが、南三陸町のほうでも私の名前等も知っていただいたというところで、ありがたいなという思いがいたしております。私自身、首藤姓というのは九州方面が多いなという思いがいたしておりますたんですが、東北宮城県のほうでもそうした方がいらっしゃったというのは、暗いニュースの中で一つのつながりができたなというところでございます。

取り組みにつきましては、私も今コンピューター関係に大きく財政を投入していくという思いは持っておりません。今の機種で対応し、そして最終的に新庁舎の中で機械のセッティング場所等々も十分に加味しながら対応はしていきたいと、このように考えるところでございまして、一職員で対応し、またその中で各課での取り組みとして対応をさせていただいております。そうしたところは、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長もご存じだと当然思いますが、多可町の戸田町長っていう立派な方がお見えになります。戸田町長が、フェイスブックっていう今一番最新の媒体を使って日々情報を発信されておりますが、町長ご存じでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 我々の町村会長でございますし、先日もニュージーランドでしたかね、行政視察に行かれまして、そうしたとこ

ろ、日々その取り組みを仲間と交わしていらっしゃるというのも拝見はいたしております。私、それが本当にいいんかどうか、戸田町長もおっしゃってました、表へ出せる限られたものであるかと、どこで線を引くか、そうしたところも慎重に対応していかなければいけないというようなことも話の中でさせていただいております。そうしたところは私も十分承知いたしております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今ちょっとフェイスブックっていう言葉を使ったんですが、現実太子町のホームページはこの2年間、3年間ですかね、予算かけずにつくられておるとことは知っております。今全国いろんなところで自治体の40%以上、約半数になっておりますけれども、行政のエリア内に地域SNSというメディアがございまして、全国自治体の50%近くが、そういう地域SNSがあるというふうに調査されております。

そういったことも踏まえて、例えば事例で挙げますと、神奈川県藤沢市であるとか千葉県の船橋市とか、藤澤さんもおっしゃってました千葉市なんかもそうですけども、すばらしく市民と交流する電子掲示板のようなコーナーを当局のホームページにつくり上げて、ICTっていう言葉は、総務部長がおっしゃったサーバーであるとかシステムであるとかっていうのは、まだITしか入ってないと思うんですね。Cっていうのは市民の方々と意見を取り交わすコミュニケーションのCですから、そういったものもやっぱり太子町のホームページで考えていただいてやっていただきたいなと、町民の方の意見をどんどん吸い上げるという体制を今後つくり上げていくべきではないかなと思います。

お金をかけられないというお話も出てきましたけども、例えば佐賀県武雄市はこの8月1日から完全にフェイスブックにホームページを移行されました。フェイスブックを使うということはもう完全に無料ですから、そういった先進的な事例もございます。そういっ

たところも職員の方の勉強会でどんどん勉強していただいて、とにかく当局が情報を発信しているというその件数の認識の違いもあるでしょうけども、当局が納得されるものじゃなくて、町民のほうの情報が欲しいんだってという声を生かしていただく、そういったページづくりもやっぱり参画と協働の一環だと思いますんで、その辺をよろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど来、このコンピューター関係等々でいろいろと質問等々をちょうだいいたしておりますが、私はやはり行政相対、すべて大きく見ながら取り組みをしなければいけないという思いがございます。今ITのほうにどんどんどんどん経費を投入するということは思っておりません。今ある中で最大限利用しやすいように考えるべきではないかなという思いがいたしております。そうしたところをご理解お願ひしたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 予算かけないで、思いが伝わるようなページにしていきたいという町長のお考えは十分わかりますんで、より住民の声も届くような体制にしていきたいなと切に要望いたします。

最後になりますが、情報開示と説明責任及び住民参加によって本当の意味での自治と連携による力強いまちづくりがなし得るものと考えますんで、当局におかれましては特に若い職員の方々のプロジェクトチームなどを立ち上げて、若い職員のアイデアを取り入れながら常に最新かつ最良の情報を得た上で、町民に対してもスピード感を持ってクリアでオープンな情報の提供をお願いして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 こんにちは。13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして、4点にわたり一般質問をいたします。

まず、障害のある子供のための学習支援、デジター教科書の導入について質問いたします。

平成20年9月に公明党の推進で障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。読み書きに困難を伴う学習障害などがある子供たちの学習を支援する教材として、デジタル教科書の一つであるデジター教科書が少しずつ活用され始めております。

デジターは、もともと視覚障害者のための録音テープにかわるものとして開発されました。これをさらに文字と音声と映像を組み合わせ、パソコンで音声を聞きながら同時に文字や絵や写真を見ることができ、読んでいる箇所がハイライトされるので、どこを読んでいるのかがわかるようになっています。カラオケを歌うとき、画面の文字の色が変わっていくようなイメージです。

こうした手法で学習内容の理解のつまずきを軽減することができます。デジター教科書は、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が著作権の改正を機に、文部科学省認定教科書と同様の内容の音声と画像をCD-ROMに録音し、デジター版教科書として必要とする子供たちに提供しております。また、同協会では平成22年10月からはネット配信も始まり、無料でデジター教科書が手に入る環境が整いました。

そこで、質問をいたします。

1点目、文部科学省の調査では、読み書きが困難な児童・生徒は通常学級の2.5%を占めているとのこと。これは、クラスで考えると約1人の子供が通常学級にはいるというデータが出ております。太子町の小・中学校における発達障害の現状と支援についてお伺いをいたします。

2点目、教育長とお話ししたときに、教科

書の選定は現場の先生方に任せていると言われておりましたので、このデイジー教科書が太子町で使われているかどうか問い合わせて確かめてまいりました。まだ使用はされていないとのことでありましたが、一人一人のニーズに合った学習支援としてデイジー教科書の活用を進めることは大変有効と考えます。当局の見解をお伺いいたします。

3点目、学校現場で活用するための教職員の周知、機器の活用や指導方法等の研修や普及促進に取り組んでいただきたいと思います。当局の見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

**○議長（佐野芳彦）** 教育次長。

**○教育次長（神南隆司）** 井村議員から障害のある子供たちのための学習支援、デイジー教科書の関係について3点のお尋ねがございます。

まず1点目、太子町の小・中学校における発達障害の現状と支援についてでございますが、平成23年度におきまして町内4小学校での特別支援学級の状況を申し上げます。知的障害児の学級は21人で4学級、自閉症や情緒障害児の学級は20人で5学級でございます。

また、通常の学級に在籍するLD、すなわち学習障害またはADHD（注意欠陥・多動性障害）等発達障害により学習や生活の面で教育的支援を特に必要とする児童数は20名です。この20名の児童に対しては2名の学校生活支援教員——これは県費の教師でございますが——により通級指導教室を実施し、県立特別支援学校等関係機関やスクールカウンセラー、スクールアシスタントと連携を図りながら、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援に努めているところでございます。

2点目、学習支援としてのデイジー教科書を取り入れることについてでございますが、障害のある児童・生徒が使用する教科書は児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性に応じて文字や表現、挿絵、題材が最もふさわしい内容のものを採択し使用することが、子

供たちの持てる力を高めて、生活や学習上の困難を改善したり、また克服したりする力になるものであると考えております。

現在、特別支援学級における教科用図書は、各学校において特別支援教育コーディネーター、これは仮に例えば3クラス、ある学校に特別支援学級があるとすれば、3名のその担当教師の中で選抜された者を言います。特別支援教育コーディネーターを中心に児童・生徒の心身の発達段階や実態を考慮して教育目標の達成に最も適切であるという教材と判断したものを選定使用しております。

ご指摘のマルチメディアデイジー図書は文字、音声、画像を同時に再生することができるなど、読み書きに困難さを抱える児童・生徒、特に視覚障害のある児童・生徒には読みの困難さを軽減することができるかと期待されています。教育委員会としましては、デイジー教科書についても各学校が個々の児童・生徒の状況により、教科用特定図書として選定使用を検討していくものであると考えております。

3点目、教職員への周知、研修の関係でございますが、教科書は児童・生徒の学習にとって必要不可欠なものであります。障害のある児童・生徒にも一人一人に応じたものが提供され、すべての児童・生徒が学習できる機会づくりが求められております。

デイジー教材については、その活用はまだ本当に始まったばかりであります。ハード面、ソフト面の課題も多くあるのが現状であると考えます。しかしながら、障害のある児童・生徒の読み書きに対する支援方法の一つとして有効であると言われておりますことから、教師等への啓蒙等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 今3点に関する答弁をいただきました。

この発達障害の現状ですけれども、今細かくお聞きしたんですけれども、やっぱり年々増

えてきてるのではないか、そういうふうに私も考えているところですけども、特にLD、ADHDの普通学級に在籍する子供たちの人数もかなり増えてきているということで、本当に先生方、きめ細かな対応をするために支援の先生とかを入れていただいて対応しているところですけども。

今小学校に入りましたらかなり療育の関係も進んでおりますが、幼稚園のほうでは全員が普通学級クラスに在籍して指導を受けているような状況です。これから考えますと、早く手を打たなければならないこの発達障害の方の訓練ですね、これを最近増えてきているという現状が、今言っていたいたんですけれども、ここ何年かの間増加状況、それとそういう幼稚園のときから小学校のほうに上がっていくわけですけども、そこの子供たち、児童の様子をどのように小学校の先生にお伝えしているのかということについても答弁をいただきたいと思います。

それとダイジー教科書、まだ始まったばかりとはいえ20年ぐらいからバリアフリー法が施行されて3年たっているわけですね、その間にも文部科学省のほうではかなりの人数の子供たちにもこのダイジー教科書を使っただき、実際に読み書きが困難な子供たちには有効であるということがインターネットを通してでもいろいろ発信されておりますし、22年5月20日付の文部科学省からの事務連絡というんでしょうか、通達におきましてもこのダイジー教科書の使い方等についても発信をされているわけですから、今回4小学校に尋ねる中で余り認識はされておられないのかなというふうな印象を持ちました。

教育長ともお話をさせてもらった中でも余りダイジー教科書のことは、当然教科書の選定に携わってないということでしたのでそれはいかんともしがたいことかもしれませんけれども、もっと早くいろんな情報をつかんでいただいて、そういう発達障害の子供たちがたくさんいる中で的確な指導をやっていくためのダイジー教科書を取り入れてやっていき

たいんですけども。まず学校の先生も、太田小学校のほうでしたかね、特別教育にかかわる先生はその内容のことは知っている、しかし予算のことを考えるとちょっとみたいな話も伺っておりますので、予算的な措置のこともかかわってきますから、しっかりとその辺は教育委員会としてもこのダイジー教科書のことをもう少し勉強、研究していただいて、反対に発信する側になっていただきたいと思いますが、長々といろいろ質問の中でありますけれども、それについて答弁をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） まず、1点目の普通学級に在籍しているけれどもやはり特別な教育的支援を必要とする児童・生徒があるということをお尋ねになりましたけれども、今までの経過というのにはわかりませんが、現状、今年の方をお知らせしたいと思います。

龍田小8名、斑鳩小28名、太田小59名、石海小35名、計130名、この方々については通常学級に在籍されとんですけれども、やはりLDとかADHD等によりまして特別な支援が必要なんだという方でございます。以前に文部科学省から出た数値で言いますと、一番高い数値で言いますと9.3%という数字まで出たと思うんです。9%といいますとクラスの中の約1割の方が軽度な障害を持っているんですけどもやはり何らかの支援が要るところまでいきますと、担任は本当に大変なところだと思います。

あと幼稚園の関係でございますが、幼稚園におきましてもやはり就学等の相談の結果、前年度のちょうど今ごろやっているんですけども、来年入園する子供についても補助の教員が必要になってくる関係がございますので、なるべく早く幼稚園とか私立の関係のところ等々連絡をとりまして、本当に公立の幼稚園に入ってこられる方に何名補助の先生が必要かというところを把握しているところでございます。

確かに太子町の場合は本当に財政課のほう

の協力も得まして、必要であるなという子にはすべて補助の先生をつけさせていただいてますので、そういった面では逆に太子町へ来れば補助の先生をつけてもらえるという、そういうのが広く何かこの地域では広がっているということを聞きました。

あとデジジーの関係でございますが、この件につきましては、平成23年3月15日付で公明党の山本香苗参議院議員が質問主意書を提出されました。それに対して、菅総理のほうから答弁書が提出されております。ということで、本当にこのディスレクシアの方に対してもっと学習しやすい教科書が提供できるように努力するのが本当に私たち教育委員会の務めでございますので、引き続き学校現場の担当の教師の方々と連携してまいります。今後ともご指導いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今山本香苗さんが提案したということまで話していただきましたけれども、私はこの質問を通告いたしましてから1週間以上あるわけですけれども、今デジジー教科書、ネット配信もされて、先ほども言いましたけれども無料でデジジー教科書がダウンロードができるというふうになってきております。この通告以後実際にデジジー教科書というところからその教科書を教育長初め次長さん、見ていただいたんでしょうか。それだけちょっと最後にお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 残念ながら教科書の本体そのものは見ておりません。見ておらないということはもう事実でございますが、大阪教育大学の関係で大阪府下の特別支援学校の代表の教員にあるそういう実践的研究というレポートが出されておりました。それを私一生懸命見させていただきまして、こういったものもあるのかなということは勉強させていただきました。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは今後、そういう環境が大分整ってきておりますので、自分の机のパソコンからでもそういうデジジー教科書を、私もダウンロードして障害の子供たちがどのようにして使うのかなっていうことを体験をさせてもらいました。またダウンロードして、実際に体験していただいて、これからそういうLD、ADHDの子供たち、特に先ほど言いましたけどもディスレクシアっていう読み書きが特に困難な子供たちには大変有効であるという結果ももう出てきておりますので、この特別支援のコーディネーターの先生が選定図書を選んでいるということでありますけれども、多分知らないのかな、ご存じないのかなというふうに今思いましたので、また来年に向けて今こういう提案もされてきたということをお伝えしていただいて、今後の教科書の選定にもまたデジジー教科書を取り入れていただきたいと思います。

このデジジー教科書は著作権の関係で改正されてからは、どんどんと文部科学省の認定の本もそういう形でCD-ROMで発信をされておりますし、本来の学年よりも下の学年の本を使うこともできるっていうふうな、そういう通達もありましたと聞いておりますのでまた確認をしていただきたいと思います。

兵庫県ではLD親の会「たつの子」っていうところが中心となってデジジー教科書の推進に当たられていますし、インターネットの配信も始まり、本当にこのデジジー教科書を使える環境が整ったわけですので、今聞ききれないデジジー教科書版ですけれども、特別支援にかかわってない先生方、また特別支援の教育にかかわっている、いないにかかわらず、しっかりとこの最近出てきたデジジー教科書、これからもいろいろ普通教科の中でもデジタル教科書とかが入ってくる時代となっておりますので、新しい勉強という意味でも先生方、皆さん理解を深めていただくためにも、また周知、また研修、普及に取り組んでいただきたいと思います。

そして、このLD、ADHDの子供たちの

無限の可能性を引き出すためにも発達に応じた通級教室や個別指導の場面での活用を切にお願いをいたしまして、この質問を終了させていただきます。

○議長（佐野芳彦） ちょっと待ってくださいね。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井村議員の一般質問を続行します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 では引き続き、2番目の子ども議会の開催についての質問に移ります。

子供たちは、太子町の未来を担う重要なまた貴重な人材であります。小・中学校においては、ふるさとの学習や地方政治の仕組み等について学んでおりますが、子ども議会という形で具体的に行政や議会制度の仕組みについてみずから体験することで、子供たちが太子町の現在の姿や将来のまちづくりに対して興味や関心を持ち、愛着を深めるきっかけになることを目的として、子ども議会の開催を提案します。

子供たちが直接町長を初め当局に質問したりして意見を交わすことは、子供たちにとっても思い出に残る貴重な体験であり、得がたい学習にもなります。ほかの自治体では、子ども議員の素直な意見を聞き、町政に反映させようと開催しているところも多くあります。また、近隣の上郡、宍粟では、大人顔負けの質問もあり、大変に有意義な子ども議会が開かれたと聞いております。大人も明るい元気な子供たちを通じて太子町町政を身近に感じることができ、町は子供の笑顔があふれる町をアピールできる絶好の機会になると考えます。

小学校高学年か中学生を対象に開催することを提案します。当局の見解を伺います。

また、太子町では今まで子ども議会を開催

したことはあるのでしょうか、ご存じの方がおられましたら教えていただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 答弁させていただきます。

ご提案の子ども議会についてでございますが、子供たちが自分の住む町の姿を見詰め、快適で住みよいまちづくりのために町に対する自分の夢や希望を提言することは、人や社会とのかかわりについて考え、他者との協力によるよりよい社会の実現を目指す姿勢ははぐくみ、自分の住んでいる町に対する関心を高め、子供たちの社会参加を促進するものであると考えます。また、子供たちの発想を行政の意見として取り入れることも大切ですが、最も大切なことは、子供たちの考えを深める力や理論力、自分の思っていることを的確に話することができる力を育成することが最大の目的であろうと考えます。

すなわち、実りある子ども議会の開催に向けては行政や議会だけではなく、学校や保護者の協力、サポートが必要であり、何よりも子供たちの意識の高まりと一定の準備期間が大切となってまいります。各小学校に開催に向けての意向調査を行いました。今年度においては新学習指導要領の実施に伴う授業時間の増加もあり、時間的余裕がなく、なかなか準備ができそうもないとの回答でございました。しかし、子供たちにとって、教育的な効果も多くあると考えますので、今後学校現場と相談、検討してまいりたいと存じます。

また、お尋ねの以前にあったのかどうかということでございますが、以前に本町においてもミニ議会という名称で小学校6年生の生徒を中心に実施したことはございます。時期は会計年度で言いますと、56年度から59年度の当時の町長1期4年間続いたと記憶しております。実施時期はおおむね年明けの1月ごろに実施していたと記憶しております。その後、自然消滅しておりますし、なぜ実施しなくなったかということについては私は存じて

おりませんけれども、今後とも学校現場と相談、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ありがとうございます。前にミニ議会が小学校6年生を対象に約28から9年前に行われたということで聞きました。私も子ども議会ということはその上郡とか宍粟で行われたことを聞きまして、実際に私も自分自身で調べたんですけれども、全国各地でいろんな取り組みが行われておりました。

そして、今回今年度では無理だということで、私も何もそんなに急ぐ必要はないと思うんです。いろんな環境を整えていただいて、上郡では去年7月20日、ちょうど夏休みに入ったときに行われておりますし、宍粟も今年23年8月5日に中学生16名により子ども議会が開催されております。

上郡は小学校からの選出で20名の子供たちが22年8月号の広報かみごおりの表紙を飾っておりました。本当に子供たちの生き生きした顔と、そこには私も行ってはおりませんけれどもそこにいる同僚議員から聞きましたら、本当に最近の子供たち、しっかりしているって、はっきりと行政に対しても物おじすることなく、しっかりと子供たちの視点からの質問をしていたということを聞きまして、太子町はだんだんと子供の数も増えております。

本当に未来あふれる、これから先希望あふれる太子町が続いていくことを考えますと、貴重な体験をすることで、また自分の意見をしっかりとこういう場で発言することで、子供の考え方も子供の自主性とかも整っていきますし、何よりも太子町政を考える機会として、その保護者もまたこの町政にかかわってくるということで、本当に先ほどからも出ておりますが、行政に参画をする、そういう意味合いからも子供たちの姿を通して大人がそういう勉強になる機会を得ていくということでも開催をしていただきたいと思います。

以前は1期4年間その28年ぐらい前に年明けの1月ごろ行われてましたということなんですけれども、もし開催するとすると新学習指導要領が小学校から始まっておりますし、また中学校からも来年からでしたか、始まるんですけれども、時期的にはいつごろがいいんでしょうか。そういうことは考えられたというんか、今回各学校のほうに問い合わせさせていただいたときにはどのような返事だったんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えします。

各4小学校のそれぞれにお聞きしたわけなんですけれども、残念ながら積極的な意見はございませんでした。ということで、実施することに意義があるということは間違いないと思いますけれども、学校行事等の抱える中で本当に優先順位が学校として現場が高いのかどうかということも検証することが大切です。ですから、他団体で実施しているということもありますので、校長、園長会等で一度相談をかけてみたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 この問題については深くは言いません。ともかく今の小・中学校の子供たちが10年、20年後にはいい青年になっております。教育は未来への投資であると思います。子ども議会が原点となってこのふるさと太子町を担う立場で、また県、国でこのことがきっかけになって活躍しているかもしれません。ぜひ今後とも前向きに研究、検討を重ねていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、9月1日は防災の日であります。町民への災害時の伝達方法についてお伺いいたします。

太子町においても、東南海・南海また山崎断層等の地震がいつ起きるかわかりません。また、ゲリラ豪雨などの自然災害が各地で多くなっている昨今、緊急時には人命救助、避

難場所の確保と誘導、防災物資の備蓄と配給、情報の迅速な伝達等自治体が行うべき責務があります。

太子町においては最も被害が大きかった昭和51年9月の台風17号に伴う集中豪雨での被害から多くの教訓、反省の上で、風水害の地域防災計画も作成をされています。今回は風水害、地震災害に対する防災計画の中で、災害発生が予想される時点、また災害発生時の町民への伝達方法に焦点を絞って質問をいたします。

1点目、災害情報を得る手段は、年代別情報を得る方法もテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン等さまざまであります。町民が迅速に正しい情報をリアルタイムに得ることが自身の命を守ることに繋がります。町民への情報、伝達方法についてお伺いをします。

2点目、避難場所として町内23カ所が避難場所として指定されておりますが、避難所等各施設間の通信の方法についてお伺いをいたします。

3点目、8月19日の神戸新聞にも姫路市が、気象庁が発表する緊急地震速報や市が発令する避難勧告や指示などの情報をNTTドコモ利用者に一斉送信するエリアメールを導入いたしました。県内では加古川、豊岡、佐用町に次いで4例目であるとの記事が載っております。

このエリアメールは通常のメールとは違い、町から情報発信すれば瞬時に送信エリアの携帯電話が受信する仕組みになっております。特徴は事前に携帯電話のアドレスを登録する必要もなく、受信したメールは保存されて後でも確認することができます。

また、バイブレーションや音声読み上げなどの機能もあり、障害者の方々にも認知できるとのこと、さらに町民に限らず仕事や買い物、観光などでそのときに災害発生時に町内にいる人にも配信されるシステムであります。配信内容は地震や大雨の際の避難準備や避難勧告、土砂災害警戒などの情報を初め、

大規模テロ情報や弾道ミサイル情報などありますが、配信申し込み単位は市町村になっております。

太子町でも今後地震なども発生することが予想されておりますことから、緊急時の情報伝達手段の一つとしてエリアメールの活用をするべきと考えますが、当局の見解をお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現在の町民への情報伝達体制でございますが、町民への災害等に関する情報の伝達方法としましては、自治会に設置しております放送設備を活用する、または町の広報車両により巡回してお知らせする。そして、放送事業者により伝達する方法となっております。この放送事業者と申しますのは、NHK初め各テレビ会社、それからラジオ関西、K i s s F M等のラジオ、そういったところでもって避難準備情報だとか避難勧告だとか避難指示、それぞれ重要な内容の情報を伝達する方法となっております。

それから、2点目の各施設間の通信方法でございますが、災害発生直後には停電とか固定電話の不通が予想されますので、町に備えております携帯用の防災行政無線、またそれぞれが持っております携帯電話で活用したいというふうに思っております。県、国の関係機関につきましては、4台の衛星電話により通信が可能となっております。

それから、緊急エリアメールでございますが、NTTドコモが提供しております緊急速報エリアメールにつきましては、この7月から料金が無料となっておりますので、活用する方向でNTTと調整を現在いたしております。また、別の通信事業者につきましても、システムの開発がありましたら活用については検討してまいりたいというふうに思っております。

今のところ以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今1点目の町民への情報伝達についてお伺いしました。自治会の有線放

送、広報車などが主な情報伝達の方法であるということですが、これはやっぱりゲリラ豪雨のとき、大雨のときなどは、全然聞こえないですね。ふだんでも私の家は自治会放送が聞こえないとこでありまして、自治会に言っても電波の状況が悪いのか入りにくい、そういうところに住んでおります。

太子町の防災計画を見ますと、移動系の防災行政無線が整備されていると。この移動系の防災行政無線は、職員とかそういう関係者の方への伝達情報、また収集はできることでありますが、一般町民への緊急の告知への用は足さないということもお聞きしました。

また、移動系のほかに同報系防災行政無線というのも防災計画の中では今後考えていきたい、検討を重ねていきたいということも書いてありましたんですけども、その同報系の防災無線というのは町内には設置をされているのでしょうか。それが1点目の再質問でございます。

それと、2点目の避難場所として23カ所しているところの伝達は停電も考えられることから、携帯用が整備されているということで、そういうところは余り問題ないのかなと思うんですけども、いざ災害になりますと一番そこに住んでいる町民がいろんな情報が欲しいわけですね。津波なんかのときだったら、本当に時間がせっぱ詰まっておりますから、いろんな手だてを講じていても間に合わないということがあるかもしれませんが、太子町におきましては津波の被害というのは考えられないかなあと思っております。

地震とかあと雨による浸水とかそういうことが起きて川の状況がわからないというときに、いろんなメディアを使っていろんな情報が防災ネットとかそういうところから発信されておりますので、堪能な方は瞬時に、停電でない限りいろんな情報を集めることができるんですけども、やはり年配の方、IT関係に余り知識がない人にとってはなかなか情報が入ってこない、そういうことが今でもいろいろ懸念をされているわけです。

この西播の各自治体でも、防災メールっていうのを既に発信をされております。太子町と赤穂がまだ入っておりませんが、相生は防災ネット、たつのも防災、防犯ネット、宍粟も防災ネット、佐用も安心・安全ネット、上郡も防災ネットということで、それぞれ独自の災害情報、また防犯情報を各家庭にメールができる、そういうふうなシステムをもう構築しているということでございます。

私もいろいろ調べてみました。同報無線っていうのは町内に数多く立てることはかなりお金がかかってくる、反対に先ほどK i s s F Mで緊急情報も流してるということでしたけれども、地域のFM緊急放送とラジオを活用して防災、地震とか何か災害が発生したときには、ラジオ局から今放送をされていることを中断して強制的にラジオを起動させて、ラジオがとまってもラジオを起動させて、今の危ない状況を知らせるっていうような防災ラジオがあるということも聞いております。

各自治体ではこの防災ラジオを無償で配布したり、また有償で配布したり、対応はさまざまですけども、いろんな手を講じて町民に情報を発信していかなければならないと考えます。町でも何かそういう自治会放送、広報車などでは聞こえづらいということはもう把握されていると思うんですけども、何かほかに検討をされているようなことがありましたらお答えをいただきたいと思っております。

3点目のエリアメールにつきましては、前向きな方向でしていただけるということでお聞きしておりますので何もあれなんですけれども、私も太子町のドコモにこの太子町としてどれぐらいのシェアがあるのか聞いてみましたが、やっぱり一個人には教えていただけなくて、町の担当者からだったら今のドコモの加入状況とか、どの機種にメール配信ができるか、数までしっかりとわかるそうなんです、そういうことも参考にさせていただきながらエリアメール進めていただきまして、またa uとかソフトバンクほかのところも災害に

対してエリアメールの推進をしているという状況でもありますので、このエリアメールについては他社の状況とか、またドコモの状況を見ながら速やかにまた推進のほう、よろしくお願いをいたします。何点か再質問しておりますので、質問に対する答弁よろしくお願います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 同報系の防災無線につきましても、これはもうご承知のとおりたつの市なんかで非常に有効な手だてとして実際は運用されとります。太子町につきましても、金額的には試算はいたしておりませんが、かなりの金額になりますけれども、やっぱりそういうものが必要になってくるときが必ず来るというふうに思っております。

現在では今どうするかはこれからの検討課題でございますが、今おっしゃいましたように年配の方が自治会放送では、例えば雨音が大きいときなんかには自治会放送が聞こえにくいというお話もたびたび聞いております。そういった中で、同報系の防災無線につきましても、今後必ず必要な時期が来るだろうということは明らかだなどというふうに思っております。

それから、本当に津波の心配はあるかないか、それはもうわからないんですが、やっぱり一番身近なのは地震もちろんなんですが、台風とかゲリラ豪雨とか、そういうことが一番身近な災害だと思います。そういったときに、年配の方の情報の伝達手段は、本当に今きょうならきょう大雨が降ったら、恐らく職員が広報車で各自治会を駆けずり回って自治会長さんのお宅を初め各自治会の中を細かく回るのが私ども職員の役目だというふうに考えております。

幾ら携帯がある、いや家にパソコンがある、いやいや大津茂川の河川の状況は、パソコンでも見られるんですよ、しかしそんなことまで一般の方が常日ごろから大津茂川の河川情報の推移はこの程度ですなんてことは恐らくされないうらうと思っております。ですから、

そういう情報を我々が持って町内くまなく回るといのが一番現実的で、一番我々が今対応しやすい体制だというふうに思っております。

それから、NTTのエリアメールに関しましては、前向きに今現在検討しております。ただ、数の問題ですね、私どものほうからNTTのほうに、担当者に連絡をしましたところ、大体、これは一般論ですが、太子町の方が携帯を何千台、何万台お持ちかわかりませんが、そこまでは言うてくれませんが、まず半分ぐらいはドコモの所有者だろうというふうに聞いております。そして、その中のまた半分の50%ぐらいがエリアメールに対応してくれるのではないかなということですね。ですから、総数からいえばドコモの携帯をお持ちの約4分の1ぐらいの方がエリアメールに対応してくれるのではないのでしょうかという一般論の回答しかいただけませんでした。

ですから、本当にこういう場合どうする、こういう場合どうする、いろんなケースがあるんですが、今の状態であらゆる手段を講じてするのが役場の務めだと思っております。それはもう、汗をかいてでも、車を走らせてでも、どうにかこうにかして町民の皆さんに被害が及ばないようにするのが役場の務めですから、今ある手段でもって頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 同報系防災行政無線、これからやっぱり検討していかなければならないということで、試算はもうされているのでしょうか。神戸新聞に8月19日に神戸のことが載っておりました。津波の襲来、あそこ海がありますからね、その防災無線の増設で2009年から11年度の3カ年事業で、事業は設計費などを含めて約3億8,000万円かかる。神戸市は63基から102基に増やして、既存の63基も古いので新しくするというので、すごいお金がかかるんで、これは太子町ではできるんだらうかなというお金の心配を個人的にしました。

この同報系の行政無線ができれば、実際に国のほうから発信されるJ-ALERTもすぐに全町内にそれを通じて発信できるというシステムが構築されるんですけども、一日も早く、どこにいても聞こえるというような体制をとっていただきたいんですけども、太子町でつけるとしたらどれぐらいの基数で、どれぐらいの予算がかかるかということがわかりましたら教えていただきたいと思いません。

以前、中島議員のほうから防災メールについても携帯のほうにそういう情報を発信してはどうかという話もさせてもらったことがあるんですけども、それ以降その検討とかはしていただいているのでしょうか、それについて2点お願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 町長。

○町長(首藤正弘) お答えします。

私の記憶では、恐らく3億円か4億円だったというあれがあるんですが、これは定かじゃございませんので、もし間違っておりますらご容赦お願いしたいと思います。

しかしながら、その中でこの情報網、本当に頭を痛めるところでございます。どれが一番いいかというとなかなか、そのときその災害規模、いろんな水害、風雪害、いろんな面でケースが違ってきます。その中で対応、先ほど部長が言いましたように、的確に昔のやり方と言いましたらおかしいんですが、しっかりとそういうところはやらないといけないという思いでございまして、私も51年災害では大きな失敗も経験してきております。避難所、そこで避難してもらったらいだろうということで避難していただく、しかしその避難所がつかってしまった。そして、そこで無線を置いて当初は対応していただいていたんですが、やはり先ほどおっしゃっておりますように、停電になりますと充電すらできないんですよ。それで、一番長い方が一昼夜いらっしゃったと思うんですが、最後はその無線も飛ばないようにってしまったという経験ももっております。

しかし、有線におきましては、架線が切れるとか、そういうこともございますし、これがいいというのは私はないというふうに思いますが、できるだけシンプルな方法でもってやらせていただきたいと思えます。

それから、防災等々の無線系統でございますが、そうしたものにつきましてもとりあえず本部をしっかりとしたものに築き上げて、それから対応していきたいと、二重投資にならないような方策でもってやらせていただきたいという思いでございます。

以上です。

(井村淳子議員「あと何基ぐらい設置される予定でその3億円、4億円言うんですか」の声あり)

私の記憶では大体自治会の数でという思いがしとんですけれども、これはちょっと違うかもわかりません。そういう記憶がございます。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今51年当時の町長の体験談を聞かせていただきまして、ありがとうございます。本当に危機管理という面ではいろいろな手段を使って、正しい情報を正しく町民に知らせるということが大切になってまいります。

防災メールとか防災ラジオとか、最近ではやっぱり時代の変化とともにいろんな機能的な、またお金もかからないようなものも出てきております。コミュニティーFMとの連携、さっきも出ておりましたKiss FMとかあと姫路のGENKIっていうFM、そこと連携をすると防災情報を町民に発信する上で非常に有効な広報メディアになるということもお伺いしましたので、ここはどういうふうな連携をするのか私もわかりませんが、防災ラジオを一つ置いて、家でも聞けるし、農作業に行ってるときにも聞けるような、そういう防災ラジオを用意せなあかんみたいですけども、それも6,000円とか8,000円以内で買えるようになっておりました。だから、メ

ールとかまた防災ラジオとかコミュニティーの放送局と連携してやるのもどうなんかなということも一度検討をしていただきたいと思います。

本当に先ほども町長言われましたが、いざ災害が起きるとどれがいいのかなってということもあります、災害の状況によりましてね。もうあれかこれかというだけの世界ではなく、もうあれもこれも使えるものは何でも使って情報を発信していく、今の体制では有線放送と広報車等に限られてきますけれども、一日も早い、いろんなことを研究していただいて、さまざまな情報手段を組み合わせる迅速にかつ的確に発信する体制の構築をよろしくお願いをいたします。

それでは、次に最後の質問に入ります。

あと何分残ってますか。

**○議長（佐野芳彦）** 14分です。

**○井村淳子議員** それでは最後の質問、買い物弱者対策について。

高齢化が進む中、車の運転ができず、家族の支援も得られずに食品の買い物に困る高齢者らを買い物弱者と位置づけ、経済産業省では60歳以上を対象とした地域の不便な点を聞く意識調査でも、病院への通院に不便よりも日常の買い物に不便という割合が高くなっているとのこと。こうした高齢者は全国で600万人と推計されております。経済産業省が、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書として取りまとめ、公表しております。過疎地域だけではなく、大都市近郊の団地などでも深刻化していると指摘しております。

そして、買い物弱者応援マニュアルには、宅配サービスや移動販売、交通手段の提供などを上げ、民間で採算がとれにくい地域では、自治体の補助や公的施設の活用も提言しております。

既に取り組んでいる自治体では、商店やボランティアが行う買い物支援サービスに対して補助金を出したり、企業と連携した取り組みを行うなど、さまざまな対策が講じられて

います。成功例ばかりではありませんが、問題意識を持ち解決しようとするのが大事です。

太子町の高齢化率は約19%で60歳以上の高齢者は7月末現在6,665人、県下12町の中では高齢化率の低い太子町でも、現に車がないと買い物に行くにはしんどい地域は点在し、買い物に支障のある高齢者も増えており、商品代よりも高いタクシー代を払って買い出しに行く独居老人、また車の運転ができず、家族の支援も得られずに毎日の食事などの買い物に困る高齢者、コンビニのお総菜やインスタントラーメン、さらには買い置きした缶詰やレトルト食品で食事を済ませるといふ、食の低下まで招いている実態であります。今後も著しい高齢社会を迎える地域が存在することから、買い物のみならず生活全般にわたる深刻な問題であります。

こういう問題に対策が必要と、私も町民から多くの要望を聞いております。少子・高齢化社会が進めばおのずと考えなければならぬテーマだと思います。

そこでお伺いします。

1点目、買い物弱者の現状について、町としてはどのような認識をしているのかお伺いをいたします。

2点目、買い物弱者の支援対策をどのように考えているのかについてもお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いたします。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（山本修三）** 買い物弱者の現状についてでございますが、経済産業省のホームページの「買い物弱者とは」という説明では、「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や行動成長期に建てられた大規模団地等で見られ始める。経済産業省では、その数を600万人程度と推計。」とあります。

本町の状況を考えますと、中心部に近い東

西及び南北の幹線道路沿いにスーパーマーケットがひしめいている一方で、中心部から距離のある地域では、小規模商店が店を閉じられております。身近に食料品等を買える店舗がない地域もございます。

こうした状況にもかかわりませず、買い物弱者と思われる高齢者の皆様からの声がないのが現状でございます。これはどういうことなのかと確認しますと、コープこうべの共同購入や有料の個人宅配を利用されたり、一部地域ではイオンの宅配を利用されたり、近所の方の買い物と一緒に乗せていってもらったり、中にはひとり暮らし高齢者で足腰が弱り、買い物に行けない場合には、介護保険でホームヘルパーに買い物をお願いされる等ということでございます。

現状での声がないのでこれで十分だとは思っておりません。現在、平成23年度におきまして、老人福祉計画及び介護保険事業計画策定に当たりまして、65歳以上の方々を対象に、無作為に抽出した2,000名の方に、日常生活圏ニーズ調査を行っております。その中でお住まいのご近所には、食材、日用品等の買い物ができるお店がありますかという問いかけをしまして、いいえの方には買い物はどのようにされていますかという項目を入れております。現在進行中の事業でございますので、今後その結果を公表させていただいて、現状を再認識していく所存でございます。

次に、支援対策でございますが、経済産業省の買い物弱者応援マニュアル、これでは「店を作ろう」、「商品を届けよう」、「出かけやすくしよう」の3つの応援方法に分類し、地域の実情に応じた先進事例が紹介されております。また、「買い物弱者を継続的にサポートし続けるためには、できるだけ事業（ビジネス）としてサービスを提供していくことが大切です。」ともあります。

これらを踏まえました上で、現状認識が支援対策の一步でございますので、先ほど申し上げました日常生活圏ニーズ調査結果によりまして、具体の支援を研究、検討してまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） こちらのほうからは、販売する商店側としての答弁を申し上げます。

まず、太子町の商工会の会員でございますが、法人、個人合わせまして652名ということになっております。その中で、生協、コープ等のように制度として個人宅配というものはございませんが、小売店、果物屋さん、生肉店、飲食店、本屋さんなど、地域ならではの密着した商いを心がけられており、高齢者からの要望にも応じてご自宅まで配達をされているといった店舗も数店あるようでございます。

太子町といたしましても、これは地域に根差した存在である中小企業を守っていききたいというように思います。実態が商工会とも十分、どういった実態であるのか、数店と申し上げましたが、きっちりとそのあたりの数字も把握して、どういった状況で対応するのがいいのか、そういったことをまた商工会とも調整をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今お二人の部長のほうから説明をいただきました。買い物の弱者の現状についてですけれども、地域別で高齢化率とかというものは把握されているんでしょうか。太子町のホームページには年齢別の人口は出ておりましても、地域別で年齢の60から50までが何人とか、そういうのは出てないので、地域別の高齢化率はこちらのほうでは全然計算できなかつたんですけれども、ざっと把握されてましたらしっかりとその率とか場所を教えてくださいたいと思います。25%以上を超えているところはあるのか、そういうところについてもわかりましたらお答えをいただきたいと思います。

先ほど、生活福祉部長のほうから日常生活

ゾーンのニーズを今調査しているということで、ホームページにも載っております。8月10日が郵送で、8月24日回収ということで、もう今はその画面出ておりませんでしたけれども、町内の65歳以上の方で要介護認定を受けておられない2,000名の方を無作為に選び、アンケート方式で意見を伺うということで書いてありました。

私、このホームページを最初見たときに、たったのこれだけでニーズが把握できるのかなって、直観的に感じた感想です。町内65歳以上の方、先ほども言いましたが6,665人現在おります。そのうちの介護認定を受けられている方は7月末現在で996人おります。そこから引いたとしても半分の方というたら2,500人以上の方に、半分だけでもですよ、半分だけでも2,500人以上の方にアンケートをとっていただかないと。2,000名だけで、それも返ってくるかどうかははっきりわからないですよ、郵送ですし、また多分郵送で戻されたんかと思うんですけども、回収率が出ておりましたら聞きたいんですけども。

この日常生活のこのニーズ調査でそこまで買い物の弱者って言われることについてデータとして把握ができるのかなってことを思いますので、そこら辺についてこの65歳以上の方で要介護認定を受けておられない2,000名とした理由はなんなんかな。そのニーズ調査にするに当たっての根本にある考え方、それについても伺いをしたいと思います。

7年前には太子町にもコミュニティバスが走っておりました。さまざまな状況から廃止されておりますが、生活の足として町民からも違う形で再開をしてほしい、あの大型バスはやっぱり地域の中には入り込めないの、中島議員のほうからもありました高齢者のタクシーとか、またミニの小回りのきくバスを走らせてほしいとか、いろいろ聞いておりますが、それ以後そういうことについて当局として考えられていることはあるのかどうか、お聞きいたします。

本当に歳を重ねて階段の上り下りも厳しくなってきましたし、自動車の運転ができない、免許証を返還した人も増えてきている昨今でございますから、そういう条件も前からわかっていることでもありますので、コミバスがなくなった後、交通弱者と当時は言っていたけども、そういう方たちに対してどういう手を打っていけばいいかということも検討されているんかどうか、そういうことについても伺います。

それと経済建設部長、今答えていただきましたが、商工会もさまざまな形で取り組まれているということですけども、やっぱり買い物弱者に直接サービスが行き届いているわけではないなっていうのは思います。商工会にも町として働きながら、民間活力を生かしながら宅配のサービスとか移動販売とかできるように後押しができないか、知恵とかアイデアとか買い物応援マニュアルとかを見ながらこういう方法でできませんかみたいな、そういう提案を反対に行政のほうから商工会の方、商売をされている方に提案をしていただきたいなとも考えますが、いかがでしょうか。

それと、買い物弱者の問題は、先ほども答えていただきましたが、福祉の面と、また地域の経済活性化みたいな、そういう部署にかかわってくると思うんですね。実際に相談があったときにはどの部署が所管をするのか、この点についても伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 先ほどの日常生活圏域のニーズ調査でございますけども、このような調査には無作為に抽出する、統計的にも合理的なサンプル方式ということでさせていただいております。私もサンプル方式はどういったものかとちょっと調べさせていただいたんですけども、例えば1万人程度でしたら、1割程度で上下3%の誤差の範囲で90%ぐらいの確かさであるというふうに、統計論上でございますけども、出ているということで合理的なサンプル方式ということで、

こういった調査方式にしているというふうに聞いております。

それから、見守りの関係でもございますけれども、やはり地域で支え合う体制づくりってということで、今期補正におきまして地域の皆さん、高齢者の皆さんの見守りってということで、地域福祉活動の中で皆さんで見守っていただくというような体制も、システムを上げておりますので、そういった中でこういったニーズ調査結果によりまして、具体的な支援対策をまた今後考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

(井村淳子議員「回収率わかりますか」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ちょっと待って。

回収率とそれから地域バスのかわる何か考え方があるのかどうか。コミュニティバスにかわるもの。

○生活福祉部長(山本修三) 回収率でございますけれども、これ8月末が最終回収になっておりますので、今のところちょっとまだ出ておりません。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) まず、地区別の高齢化率については把握いたしております。私もちょっとうろ覚えで申しわけないんですが、私ちょうど沼田なんですが、たしか沼田が一番高かったのではないかというふうには思っております。

それから、ミニバスの関係でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、過去ミニバス2年間走らせましたが、あの場合は国庫補助がありましたものですから、試験的に採用をさせていただいたんですが、日にたしか20人弱だったと思います。19.何人の利用ということで、酷評する人は空気を運んでいるのではないかというようなこともそのときには出たのを覚えております。しかしながら、補助がないという中で、たしか1,000万円から2,000万円ぐらいかかったと思うんですが、そういったその施策がど

うだということではいろんな検討委員会の中で検討した結果、時期尚早ではないかと。

というのは、実はあのミニバスを走らすことになったのは、合併論議が始まる前でございまして、他市町でミニバスを走らせているところがあると。そしたら合併した場合に、太子町がそれを採用してないと太子町が抜きになってしまうのではないかとということで、国庫補助も含めて実はミニバスを採用したところがございました。

したがって、その酷評された空気を運ぶようなものであるというような意見もあった中でいろいろ研究したところ、今回やめざるを得んだろうということで、それにかわる施策としては首藤町長のほうからは、例えば福祉タクシーの採用ということも検討してはどうだというようなことが出たんですが、今現在そこまでに至っていない状況でございます。

しかし、状況がいろいろ変わっておりますので、将来的にはやはり福祉タクシーといえますか、そういったところの導入もいつか考えていかなければならないのではないかとというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) あと問い合わせ先の所管はどこになるかという、それは。

経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 商工会との連携でございますが、現在も行っておりますが、さらに充実した連携を図っていきたいというように考えております。

それから、担当ということでございますが、経済建設部におきましては、地域商店街といえますか、商店街の活性化という部分では販売者側の対応等については私のほうでということになるかと思っております。支援を推進するということでは生活福祉部かなというように考えております。

以上です。

○議長(佐野芳彦) あと残り5分で。

井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 今いろいろお答えをいただきまして、担当部署としてはやっぱり複数の担当課がかかわってきますので、それぞれの買い物ができないんですという、そういう相談はどこにしていかわからないからなと思います。私たち議員はいろんな地域を訪問させてもらってますので、じかに声を聞いておりますので、そこら辺もしっかりと声を届けておりますので考えていただきたいと思えます。

副町長のほうからは、将来福祉タクシー的なものを導入していく時期も来るかもしれないということでもありますので、オンデマンドとか、いろいろと今方法がありますので、いろいろ研究をしていただいて、財政的にやっていける、長続きのするような方法の採択をしていただきたいと思えます。本当にこの高齢者が安心して住みなれた地域で住み続けることができるように、複合的ないろんなニーズ、要望がある中ですけれども、担当部局を中心に連携するところは密に連携をしてやっていただきたいというふうに考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

**○福井輝昭議員** 5番福井輝昭でございます。

先ほど井村議員から私と同じ内容のご質問をされました。非常に懇切な答弁をいただき、私から申し上げたいことなんですけど、まず井村議員からのご質問の観点を変えてご質問させていただきたいのでよろしく願いいたしたいと思えます。

私からは、そういうようなことでこの質問の全体をまちづくりの観点からお伺いしたいと、そのように思っております。

皆さんご存じのように立岡山、これ頂上が上がられてずっとぐるりと見回していただいた方はおられるかと思えますが、最近2年ほ

ど前に歴史資料館の各荘園の歩きで私も立岡山のてっぺん上がらせてもらいまして。初めてといいますか私もこの地に生まれて60年なんですけど、上がった記憶はなかったんですが、2年ほど前にそういう縁がありまして上がらせていただいて、ぐるっと見回したら東のほうを見ますと本当に建物がずらっと目に入って飛び込んでくる、本当に飛び込んでる感じ。でぐるっと方向を180度変えていきますと西のほう、非常に穏やかな自然の残る田園風景という、これは一体何なのかっていうことなんですけど、そういうようなことで。

1950年ごろの航空写真、これは私のほうにありまして改めて見ましたんですが、非常に各集落が田園の中に点在しているという、今の町並みとは全然違う感じですね。その当時に立岡山のてっぺんから四方見回してみたらやはりそういうふうになんか違った印象を受けたんであろうという1950年当時。それから半世紀たった現在とは本当にさま変わりしているという、そういうふうな印象を受けております。

じゃあ、以後半世紀以上たった現在はそれはどのような形でまちが形成されてきたのかっていうことで、少し申しわけないが聞きさせていただけたらと思えます。

私の子供のころ、一帯はとにかく田園地帯が広がっておりました。私の年代の方、皆そういう思いじゃないですかね。ここにもおられますが、たくさんね。私の住む地域、おかげさまでいろんなお店がありました。私自身の家も自営業をさせていただいておりました。本当にお医者さんもおられ、また映画劇場もあったと。本当に買い物をしたり楽しんだりする場所って、不便さは何もなかったんですね。というのも、自転車で行く必要もないし、歩いてすつと行けますし、大方の方がそういうところへ歩いていかれたという、そういうふうな時代でありましたですね。当然当時といえば乗り物は自転車ぐらいのものだったんですけども。そうこうするうちに時代が進んで、新幹線あるいは種々の交通網が整

備され、そしていよいよ高度経済成長時代に入ったのかなと思います。

そうした中で、1968年これはもう画期的なことですね、都市計画法が公布。いよいよここから問題に入るわけですが、1968年昭和43年、都市計画法が公布されて、これによりまして日本の国土が都市計画区域とそれ以外とに区別されるようになったわけですね。都市計画区域っていうのは、当然皆さん方プロなので改めてあれなんですけど、都市計画区域をそういうふうに定めまして場合には、そこで区域区分された都市計画区域として、市街化調整区域と市街化区域、これは皆さんなじみのある用語ですね。市街化区域というのは、これはもう市街化を推進すべき区域であると。また、市街化調整区域は自然部を残して市街化を抑制しようとする、そういうふうな区域ということで区分されております。

そういう中で、昔は市街化調整区域の中の地域の集落にはもう一軒あったお店も現在なくなったりして、本当にその地域の方が日々そこで買い物をされておられまして、なくなれば足を延ばして遠いところへ行くというふうな、そういうふうな現実がここへ来ておるわけです。何も市街化調整区域に限ったことではありません。市街化区域でも高度成長時代に建った団地など、今の話ですが、団地の方でお住まいの方でも本当にお買い物に不便されているという、そういうふうなことも今ありました。

非常にこの問題、井村議員も方々でお聞きされ、私も聞いております。ところで、こういうことはやはり行政としても考えなければいけない問題であることはもう間違いはないところでございます。

いろんな方法として今もご答弁ございましたが、基本的に私が思うのは、やはり買い物場所が近くにあつて、そこで見てまたさわって、品選びをするっていう、これは普通のことだと思うんですね。いよいよそれができない、不可能だというときになって初めて、例えば配達サービスとか、考えられる

んじゃないです。まず、基本は生活圏の中でみずから歩いていける場所にそういった買い物場所があるというのは、これは何も不自然ではなく当然のことなんです。考えれば当然のことなんです。それが今の申し上げた都市計画、これにかかわってくる問題ではないかなっていうのは思うんですね。

と申しますのも、先に申し上げましたその都市計画法の第1条、その目的として、これは後段部分ですが、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」第2条、都市計画の基本理念として、「都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきことを基本理念として定めるものとする。」申しわけない、もう一条よろしいですか。都市計画法3条、国、地方公共団体及び住民の責務として、その第1項ですが、「国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。」第2項、「都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。」第3項、「国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。」このようにあります。

まとめてみれば、調和のとれた都市環境の整備だとは思いますが、結局その都市の住民、国、地方公共団体が一体となってこれまで都市環境の整備に尽くしてきた、これは今申し上げた3条に国、地方公共団体及び住民の責務としてこの法律を遵守しながら今までやってきたという、そういう実情があります。

とすれば、ただいまの現状を申し上げますと、例えば商業施設等がある地域に集中している。これは間違いなく恐らく大きな都市計

画を遂行してきた結果、大きなこれが問題となってきたのではないかなというふうな感じはあります。それは過言ではないというふうに思いますが。

だとすれば、ここで質問の中で申し上げた問題などがそういったことで生じてあるのであれば、行政としては何らかの対策がなされなければならないのではないかなというふうな思いに立つわけではありますが、まずはこの点について行政としてのお考えを言うていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 福井議員、申しわけないんですが、通告いただいた内容については、先ほど井村議員に答弁申し上げたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

都市計画のいわゆるまちづくりのあり方ということについては通告をいただいております。議員が通告いただいたことについては、先ほど申し上げましたように井村議員の答弁にかえたいと思っております。

都市計画、まちづくりですね、まちづくりについて私見だけ私申し上げますと、昭和46年に先ほど申し上げられたように太子町も都市計画法に基づいて調整区域と市街化調整区域をつくって、そしてまちづくりに取り組んできたところでございますが、先ほど来、立岡山から眺められて、いろんな感想も申し上げられましたが、そのエリアの設定について多分立岡山から眺めた中でのエリア設定ではなかったというふうに私も思います。

立岡山から私も何回か上がって、あの貯水池のまだ上のところから太子町を全部見渡したときに、感想としては、今福井議員がおっしゃったとおりでございます。エリアについては、昭和46年のときの行政の責任者の方々が市街化区域と調整区域に分けて、その後行政としてはまちづくりに取り組んできたところでございます。

買い物のことについてあえて関連して申し

上げますと、太子町はコンパクトタウンでございますので、東西南北、はっきり申し上げて、長くても多分4キロちょいぐらいだと思います。といいますと、たくさんの店舗が太子町の場合もでございます。そういう意味で言うと、福井議員が育てた地域からいうと、それは今の時点では少し離れたとかいろんなことがあるかもしれませんが、他市町の状態、例えば宍粟市とか上郡町、佐用町の状態を見ますと、多分買い物には非常に不便なところであろうと思います。太子町の場合であれば、10分、20分で買い物できるような状況にはあります。

ただ、高齢者とか本当に体が不自由な方々については、その10分、20分でも買物ができないような状況がある。それを行政として福祉施策の中でいかにどういう施策をしていくという課題はあると思いますが、まちづくりの中での今の町、いわゆる商店の配置といえますか、これはやはり商業というものは自分の営利を目的にしておりますので、設置条件のよいところに建てていくと思いますので、行政側の意図するところとはちょっと違ったところにあり、建てられるのはこれは仕方ないようなところはございます。

したがいまして、太子町としては、コンパクトタウンというところから見れば、ある程度の利便性が高いところにあるというふうには思います。しかし、先ほど申し上げましたように課題はあります。高齢者の方々、それから体の不自由な方々に対しての施策をいかに進めていくかということは、これからの課題といえますか、近々の課題になるかというふうには思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井議員ね、都市計画のほうのは前段でずっと経過はわかりましたんで、もう皆さんよく聞かれたんで、あとは通告の内容に沿って、通告は高齢者の買い物ですので、通告のほうに戻って質問をお願いいたします。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 申しわけありません、配慮したんですが、ただどうしてもこれ、副町長との見解が少し違っております。とらえ方もどうしても違った部分があるかと思いません。

と申しますのも、繰り返してまことに申しわけないですが、当然我々が生活するということには、都市計画が当然かかわっております。それはまちづくり、そして商店のこと、いろんなこと全部まちづくりにかかわってくる。この中で私はお話しさせていただいて。その何かを切り離してどうのこうのはなかなか難しい話で、そんなことで今も議長がおっしゃられましたが、通告に従ったその内容だけにとどめておいていただきたいという、そういう話なんです、どうしてもこれはかかわってきますので、もう少し聞いていただいて、それはだめだとおっしゃるなら、私は打ち切ります。

○議長（佐野芳彦） 都市計画を踏まえて質問してください。

○福井輝昭議員 はい。

よく副町長のおっしゃるのはわかりました。それはそれとして受け取りまして、そういうふうな高齢者の方が近所に買い物の場所がないので非常に不便を感じている。これから感じるおそれもあるというのは、これはもう皆さん認識は同じだと思います。

その対策の一つとして、例えば市街化調整区域における開発についての確認、これだけでもさせていただきたいと思うんですけども、市街化調整区域内での開発については、原則都道府県知事の許可が必要でもあり、その許可基準として都市計画法第33条の開発許可基準として全国一律に適用される、よく技術基準といわれるもの、あるいは申請手続のすべてを整え、また都市計画法34条の開発許可基準としての立地基準のいずれかに該当するものに開発許可を受けることができるという、開発するための手だてですね、これは。

市街化調整区域内で開発許可に該当する立地基準として、その都市計画法34条にある1

つには、34条1項1号におきまして、「主として当該開発区域の周辺の地域において、居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為」、その34条1項1号と並んで34条1項11号ですね、これにも基準としてあります。

「市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺における環境の保全上、支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの」、こういうふう……。○議長（佐野芳彦）

ちょっと福井議員、ちょっとごめんなさい。

都市計画の設定のときに議論する内容であつて、今のこの一般質問の中でそういうことを議論するあれじゃないんで、あくまで通告に従ったこの中身で質問していただきたい。

今福井議員が言われたのは、もう都市計画を策定するとき、改定するときいろいろと議論した中でやっていくことだ。そういうことも織り込んで議論していくことだろうというふうに思います。

だから、今回の一般質問の中身については高齢者のお買い物対策ということですので、先ほど都市計画から違った形と言いましたけれども、一般質問からいくと外れ過ぎてますので、その辺もとに戻して、井村議員が言われた中身以外で、高齢者の対策はこうあるべきやないかということがあれば、都市計画は外れた中身でちょっと戻していただだけませんか。

○福井輝昭議員 わかりました。できるだけ考慮させていただきます。議長に対して申しわけない言い方もわかりませんが。

○議長（佐野芳彦） 持ち時間45分あるんですけども。

○福井輝昭議員 まあ、考慮させていただきたいと思います。

今なぜこういうふうなことを申し上げたかと言いますと、やっぱり買い物場所ができるような手だてを今申し上げていたわけでございます。

許可基準に従って、またそれと同時に、それが例えば調整区域であるから、農地であるなら今、そういったことはまた農地法所定の手続において、そういうことで、それがそらえば開発行為ができます。

そして、いよいよ店舗を建てるならば、建築基準法に従う、そういったことである商店も建てることができるだろうし、我々は何も待っていてはだめなんじゃないかと、我々が例えばお話しするなり、行政が指導していきなりで、物事が進んでいくのではないかなというような思いがあるわけです。

例えばそういうふうなことが可能なんですね。物を、例えば店舗を建てることも可能なんです。

取り組みの一つとして、例えば地域の方が組合なり、店舗を設立する組合なり、あるいは会社なりを組織する、そういったことも有効な取り組みではないかなと思いますし、それらに対して行政としては最大限の支援をしていく、こういったことは本当に大切なんじゃないかなと思います。

また、これに関連してですが、開発に係る特別指定区域制度というのは、太子町も利用されておるようでございます。これにつきましては特別指定区域制度は、市街化調整区域での一定の用途の開発、また用途変更を認め、住みよい環境の維持及び地域の活性化の制度だと、これは太子町のマスタープラン、これはもうちゃんと明記されておまして、この制度は市街化調整区域に住む高齢者の方

の買い物に対しても非常に有効な私は制度ではないかなと思うんです。

例えば市街化区域内にある集落の住民を対象とした商業施設、これを用途型特別指定区域とっていいのかわかりませんが、こういった商業施設の立地が可能であるならば、生活の利便性にかなり寄与するのではないかなと思う、そういうふうなことで今回質問に立ったわけであります。

当然今井村議員が先ほど質問をされ、一つの答弁というのは、当然それは的を射たものであると思いますが、こういう観点、非常に私自身はこれも大切ではないかなと思っておりますので、この辺のところをよく行政側としてもご配慮いただき、ご検討いただければと思います。

これについてご答弁は結構でございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、通告どおり研修についてでございます。

研修はもう意義の高揚、また行政と実務の研修では、その最前線を知る上で欠かせない、そういうふうを考えます。より高い見識が最良の行政サービスを提供してくれると考えます。

町職員の研修がどのように行われているのか、お伺いしていくわけでございますが、一般企業でも研修は行われておると思います。私は現在自営業をしておりますが、以前におきましても数多くの研修を受けてまいりました。また、議員になりましてからも新人研修等、何回か受けてきております。

そうした中で研修について思いますのは、そこに新たな発見とか出会いとか気づき、またそれが助言であったり、再確認であったり、反省であったりと、さまざまなものを提供してくれる場でございます。また、常に研修を受けることでモチベーションの維持が期待されると思います。

単に知識の習得だけなら書物等でもある程度習得できるかもわかりませんが、日々刻々

と変わる現代社会にあつては、現状に適切に対応し、また将来を見据えた取り組み等が要求されるのではないだろうか。そのためにも研修は欠かせないと考えております。

太子町においては、職員の研修に関する規程がございます。その第2条目的として、「すべての職員は、町民全体の奉仕者として、自らその人格及び教養の向上に努め、現在又は将来の職務の遂行に必要な知識・技能・態度等を習得し、もつて町行政の民主的かつ能率的な運営の実現に資することを目的とする。」とあり、研修の意義がうたわれております。

この研修規程には一般研修、職場研修、派遣研修、専門研修、海外派遣研修、特別研修等、非常に職員にとっても研修の機会が多く設けられております。

ここで一つお伺いするのは、近年の研修実績のことをお伺いしたいわけでございます。海外派遣の研修も含めてお願いしたいのと、研修された成果についてはどういうふうな成果があったのか、それも含めてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お答えいたします。

本町も例年派遣研修という部分と、それから内部研修という部分、2通りの形で行っております。

まず、派遣研修におきましては、最新の知識、技能の習得のために兵庫県自治研修所、また播磨自治研修協議会に階層別研修、階層別というのは役職別と言いかえてもいいんですが、それとか実務担当者研修、合わせて昨年度は延べ100名を派遣いたしました。本年度も同程度の派遣予定で進めております。

また、内部研修におきましては、自治体職員の基礎的な知識や技能を習得するための新規採用者への新人職員研修、またまだ入庁してから若年の財政研修等を行っております。

また、内部研修におきましては、担当職員が講師になることで、講師をする側にとって

も住民への説明を意識した説明責任能力の向上、この辺のところも図れるように内部研修を進めております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 海外派遣研修はどうでございますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 行っておりません。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 この研修規程の10ページですか、職員の海外派遣研修の取扱内規ということで、またこれ改めてごらんいただければいいんですが、海外派遣の研修も力を入れております、この条例におきましては。

それについてですが、特に海外派遣研修は、非常に昨今のグローバル化の時代であり、また小学校の英語教育、そういったものの取り組み、その中であつて、太子町においても国際的な視点・観点に立った行政のあり方が要請されておると思っています。

また、この太子町周辺は、平成22年3月に兵庫県よりユニバーサル社会づくりの実践モデル地区に指定されておまして、県の推進するその一つに国際化あるいは多文化共生がある中においても、国際的な視野に立った行政のあり方が求められておると、かように思います。

そうした中、やはり町職員の海外研修は大きな意義があると思われれます。海外派遣研修生には一定の要件がありますが、国際化に対応していくために、行政として積極的に海外派遣研修に取り組んでいただきたいと思っております。

余りご答弁いただくことはありませんが、最後により高い行政サービスの提供は、職員一人一人の業務への誇りと町民全体の奉仕者としての自覚が大切だと思いますので、そのためにも研修は大きな意義を持ってまいります。今後とも、活発な研修をされますよう期待して、私の一般質問をこれで終わらせてい

たきます。ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次、堀卓史議員。

○堀 卓史議員 2番堀卓史です。通告に従って一般質問を行います。

まず、地域の公園について伺います。

よく耳にするのが、太子町には子供が遊べる公園が少ないという言葉です。現に町で行ったアンケート結果を見ても、大きな公園、例えば総合運動公園等すばらしい都市公園がありますが、本当に住民が求めているのは自治体単位の地域の公園だと思います。

今の子供たちはゲーム世代と言われていますが、外で遊びたくても遊べる広場が近くにないのが現状です。子供が学校から帰ったら遊びに行けるような小さくても近くの公園をつくらないといけないと思います。町としての考え方、今後の施策を伺います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 地域の公園についてのご質問でございますが、現在進めております柳池総合公園は総合的な運動公園でございます。子供たちにも身近に楽しんでもいただけるよう花の谷ゾーンの遊戯施設を設け、身近な公園として事業を進めております。そのための造成工事を現在終えているところでございます。

本町の人口1人当たりの都市公園面積につきましては4.6平方メートルと、県下平均9.8に比べますと下回っている状況でございます。

現在実施をいたしております柳池総合公園が完了することで、約9.0ということで県平均を若干下回る程度までなっております。

近年では身近な公園をこれまで行政主体でつくる側の視点による公園づくりから、利用者主体の使う側の視点による公園づくりへと発想の転換をいたしまして、既存の公園を地域に愛され、はぐくまれる公園として有効利用することが求められております。

そこで、地域の皆さんが主体となって管理

運営に至るまで深くかかわって再生していただける地域に愛され、はぐくまれる公園ということを目指しまして、アダプト制度といたしまして、里親制度なんです、その検討をいたしております。

今後におきましては、公園の長寿命化計画を策定いたしまして、都市公園や地域に密着した公園の適切な維持管理や施設整備を行い、住民のニーズにこたえとともに、計画的な公園整備を進めてまいりたいと考えております。

また、新たに現在都市計画マスタープランにおいて石海地区で街区公園といたしますか、そういったものの整備、計画ということでは上がっておりますが、いずれにいたしましても、現在実施をいたしております総合公園の整備がまず終わるといこと、それ以降の検討ということになるかと思っております。

それから、自治会単位でのお話もございましたが、自治会単位の公園につきましては、あくまで自治会のほうでつくって管理をいただくということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 都市公園のような大きな公園でも、身近にある小さな公園でも計画の段階から、先ほどもアダプトプログラムのことをお話しさせていただきましたが、住民の方が参加して公園の名前を決めたりとか、管理の仕方を話し合ったりとか、ボランティアで参加できるようなシステムをつくれるように努力していただければと思います。

次の質問に行かさせていただきます。

市民発電所の可能性なんですけれども、この夏の暑さで電力各会社がある日、その電力の消費量を予測する電気予報というのを発表したりと、節電を呼びかけておりますが、今世紀に入ってから地球温暖化等によるエコブームや東京電力が引き起こした原発事故によって、原子力や化石燃料による発電の見直しが議論されています。

そこで、太子町でも温室効果ガスや有害ガ

スなどの排出が少なく、環境へ配慮した自然エネルギーによる発電、いわゆるグリーン発電による市民発電所をつくってみてはどうかと思います。

市民発電所というのは、例えば太陽光パネルで発電した電気を電力会社に売電するだけで立派な発電所になるんですが、それを行政と住民が協力して効率よく質の高い発電所をつくるものです。

この26日には、菅首相が退陣をかけた再生可能エネルギー法案も可決成立いたしました。今後発電送電分離の議論も活発になると思います。もし発電送電分離が現実のものとなれば、市民発電所でつくった電力をいい環境でつくったいい電気を町民みずからが選んで使うことが可能になってきます。

太陽光だけでなく、太子町の水道事業所が上水道や下水道で水力発電をすることも可能だと思います。

市民発電所でつくった電気を庁舎で使ったり、町民が上手に使うとすばらしいと思いますが、どのように考えますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 市民発電所の可能性についてでございますが、地球温暖化防止や東北大地震の甚大なる被害、とりわけ福島第一原子力発電所における放射能漏れ事故によりまして、原子力発電の見直しが検討されている中、再生可能エネルギーの必要性が高まってきております。

特に太陽光発電につきましては、国、県などの補助制度や電力会社による電力買い取り制度などが充実していて、太陽光発電がますます促進されようとしております。

しかし、現時点ではあくまで電力会社とのやりとりでありまして、電力需要がこのことで抑えられると、逆に電力料金にはね返るといった状況になるようでございます。

私たちが使う電気エネルギーは、常に安価で安定供給されることが需給者の願いでもございます。そのためにも従来の電気の姿といったものを、これを機会にさまざまな角度か

ら見直すことが今後必要になってくると考えております。

現に経済産業省で再生可能エネルギーの導入のためにスマートグリッドを構築することの研究が行われております。そのほかにも蓄電技術開発などが行われております。

市民発電所の可能性につきましては、否定はしませんが、今後の推移を見ていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 電力料金のことなんですけれども、日本はスマートグリッドの技術がすごく進んでいると聞きます。今後、発電送電分離の議論が活発になり、もし可能になると、電力的にはすごく安くなるように伺っているのですが、これはぜひともどんどん推し進めていっていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、この26日に可決成立した再生エネルギー法案によると、再生可能エネルギーに由来する電気について、電気事業者に一定期間全量を固定価格で買い取ることを義務づけたとあります。

つまり、今まで余剰電力しか売ることができなかった電力が全量売電できるということになるんです。そうすると、発電設備にかけた設備投資費用を早く回収できたり、再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を取引可能な証券化したグリーン証券などに当てた配当金額が十分なものになるということなんですけれども、このように市民発電所の考えに後押しするかのように機運も高まっていっております。

周辺自治体に先駆けていいことをし、町民からの関心はもとより、他地域の人たちからも関心を集めるのも行政の重要な仕事だと思います。ぜひ前向きな検討、議論、お願いいたします。

続きまして、姫路市の隣接市への働きかけについてお伺いします。

今年の統一地方選挙におきまして、姫路市の石見市長が3選されました。皆さんご存じ

のことと思いますが、新聞報道でも掲載されておりますように、姫路市は政令指定都市を目指すとの内容でしたが、既にたつの市や相生市などには半年以上も前に合併の打診をしていたとの内容でした。

そして、太子町にも打診をするとのことでしたが、あれから3カ月以上を経過して、その間どのような打診があったのか、お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 姫路市長選挙で政令指定都市構想は承知いたしておりますが、5月の新聞報道でも本町へ働きかけるという新聞報道がありましたのですが、今のところ姫路市から何の働きかけもないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 打診についてお答えいただいたんですけども、太子町は姫路市から無視されるぐらいの存在なのかと、ちょっと悲しくなりましたけれども、当局としては、隣接する姫路市がこのような動きをなされ、新聞にも出、町民の多くが注目している事態に対し、今後どのように太子町を運営していこうとしているのでしょうか。

数年前には龍野市との合併協議会を離脱し、単独の道を選び、きょう現在に至っているのですが、そのときは世の中の状況が全く変わってきています。町内の大企業も大幅に社員数を減らし、水道の単価が上がった途端、太子町の水は使わず、工業用水を使用しだし、当局の思惑に反する行政運営になっているのではないのでしょうか。

しかし、太子町にとって、この合併の話が将来のために選ぶ道であるならば、我々は町民のためになる選択をしなければなりません。庁舎建設の話もある中で、町民全体が間違いのない道を歩く必要があります。再度将来像を見詰めた太子町の今後を当局がどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 合併についての質問にお答えさせていただきます。

先ほど、姫路市長が発言されました内容、たつの市、相生市、これはございません。新聞では報道されましたが、実際には姫路市からの働きかけもなかったということで、姫路市長さんの勇み足だったということを私は聞いており、後日そうしたことが姫路市の中でも発表されたということを知っております。

また、私自身、個人的には姫路市長から将来のことを考えてほしいというようなことはございますが、公式に合併云々とか、そういう話は全くございません。だから、これは若干勇み足になったのではないかなという思いがいたします。やはり合併というのはもっともっと慎重にやらなければいけないと、このように思います。

例をとりますと、逆に加古川とか、そこらも含めた政令指定都市に向かって合併を進めていきたいというようなことも報道されておりますが、すぐ隣に高砂さんもございます。そこを通り越して加古川市の話もぽんと出た経緯がございます。やはり周りをしっかりと協議して固めなければ、こういうことは絶対に、いかに姫路市の首長さんであろうとも、やっていけるということは考えられないと、私はこのように思っております。

いずれにいたしましても、太子町は、平成の合併は合併せずに単独の行政を執行していこうというところで現在取り組みをいたしております。

やはり大きな自治体を形成するのがいいということは、私は一概には言えないと、このように思っております。

平成の合併を見ましても、行政体でもいろんな行政体が集まって、大きな面積の一つの町を形成されたところもございますが、今いろいろと話を聞いておりますと、組織は大きくなったと、しかしそれが本当に効率のあるいい行政が執行されているかということ、まだクエスチョンを打つ面もあろうと、このように思うところでございまして、先ほど来買い

物弱者等々のご質問もちょうだいいたしておりますが、そういう大きな町に、市につきましても、行政体につきましても、やはりもう既にご承知だろうと思います限界集落というような言葉も使われて、そういう地域もございます。

我々太子町におきましては、22.62平方キロのコンパクトな町の行政体でございますので、しっかりと行政運営をやっている、私は将来展望は開けるのではないかと、このように考えております。

やはり小さな町は小さい町なりに見合った行政を執行し、町民の皆さんに喜んでいただき、また安心して安全な暮らしができるように、これからも精いっぱい努力をしていきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 重ねて申し上げますが、町民の一番の関心事だと思いますので、たくさん意見を聞き、最善最良の判断ができるようしっかりと行政運営を心がけていただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） この際暫時休憩します。

後ろの時計になりますけども、3時再開いたします。

（休憩 午後2時40分）

（再開 午後2時56分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 こんにちは。7番日本共産党平田です。通告に従いまして4項目の質問をさせていただきます。

まず最初に、難病問題についてでございます。この問題は、管轄は龍野健康福祉事務所となっております、龍野保健所の管轄ではございますが、太子町において多くの難病の方がいらっしゃると思います。そういった観点の中で質問をさせていただきます。

医療と福祉・社会構造の谷間といわれる難病患者の人たちが、これ以上、苦しみがなくすむように、多くの難病がこの対策に取り入れられ、希望を持って生きていくことができるようにと、JPCと全難病連（全国難病団体連絡協議会）の共働の軸に国民に負担を押しつける「医療制度改革」反対の中で、難病患者、障害者、高齢者が安心して暮らせる社会の実現をと、「全国患者・家族大集会」などの中で、政府・与党の自由民主党に2003年2月に難病対策議員連盟が生まれ、民主党では医療制度改革部会の中に難病対策作業部会が誕生し、過去に公明党、共産党、社会党、自由党の参加によって難病問題は超党派の中で取り組みになり、合意が形成されたことはかつてないことであります。

この件に対し当局の対応と対策はとられているのか、中でも兵庫県からの、また国からの事業委託費をもとに、「医療、生活、教育」に対する相談会などがやられているのか、太子町において難病患者、介護の人たちの人数、また介護認定を受けている人たちは把握されているのか、今後難病患者は増え続ける傾向にあると言われておりますが、医療、福祉の中で難病を少しでもなくすための知識、予防施策などの啓蒙活動はなされているのか、お答えをいただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 難病問題についてでございます。1972年に国は難病対策要綱で難病を定義づけております。難病患者、障害者、高齢者が安心して暮らせる社会の実現は対象者のみならず、国民の願いであります。

難病は戦後の高度経済成長期に多発し、目覚ましい医療の進歩をもってしても、いまだ解明に至っていないのが現状であります。

難病対策要綱策定後、重点研究の開始、医療施設の整備、医療費の自己負担の軽減、地域における保健・医療・福祉の充実、連携などの難病対策が講じられております。

また、生活の質の向上を目指して在宅で療

養しておられます難病患者に対しましてホームヘルプサービス、また日常生活用具給付事業などが行われております。

龍野健康福祉事務所では、難病患者保健指導事業としまして、所内相談、訪問指導、医療相談会、訪問診療、在宅療養支援計画策定・評価事業などの事業が実施されております。本町では難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等日常生活用具給付事業に取り組んでおります。

本町の難病特定疾患認定者（受給者）でございますが、平成23年3月末日現在で190人でございますが、このうち20歳未満は22人でございます。

この難病対策要綱に対します所管は兵庫県疾病対策課でございますが、西播磨では龍野健康福祉事務所が直接実施されております。町におきましては、県からの事業受託ではなく、兵庫県が独自で医療生活、教育の相談等は実施されております。町に対しまして患者さんからの相談があれば、龍野健康福祉事務所に紹介するなど、周知すべき内容があれば、指導を仰ぎながら広報等で適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、部長のほうから難病に対する患者の方の対応ということで説明を受けたわけでございますが、相談があった場合、例えば窓口は龍野ですから、そちらへ行ってくださいというのではなく、この太子町において、それなりの相談ができないのかというのが1点と、またできなければ、当局の保健衛生係と関係機関が連絡を密にして、生活に対する相談、助言が必要じゃないかと私は思うわけでございます。

そういった中で、この庁舎において相談を受ければ、龍野のほうから来ていただく、そういったことができないのかということをお伺いしたいんです。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 患者さんから

の相談あれば、また龍野健康福祉事務所とそれぞれ協議しながら対応させていただきたいというふうに考えております。

もちろん新規の患者さん等に対しましては、こちらのほうでご説明させていただいて、当然龍野健康福祉事務所へ紹介するわけですが、従来から認定されておられます患者さん等につきましては、直接龍野健康福祉事務所が連絡を個別にとられておりますので、そういった形で対応させていただいておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今部長のほうから言われたように、難病はその多くが原因不明で、治療が確立されておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患でございます。

また、患者は長期の医療生活を強いられ、医療のみならず、保健、教育、就業と生活全般にわたってそれぞれ問題を抱えております。精神的にも負担が大きい今後の課題として、情報保護条例との関係もでございます。そういった中を早急に整備し、情報化を図り、地域で支え合う体制づくりを推進することを提案いたします。

また、難病患者の在宅医療生活の向上を図る必要と、重症神経難病患者の在宅医療を支援する必要性と、それに伴う龍野健康福祉事務所管轄と言われておりますが、関係機関と連絡調整を行っていただきたい。

今後健康な人でも難病にかかる危険性があると言われております。自分が難病になったときを想像してみてください。人ごとではないと私は考えます。

そういった中で当局も全力を挙げてこういったこと、また私が先ほどより何度も言いますように、今後難病患者は増え続ける傾向にあると言われております中で、どうか少しでもなくす医療、福祉、そういったための知恵と予防、またそれに対する施策、啓蒙活動を今後当局には図っていただき、次の質問に入らせていただきます。

2点目の保育についてでございます。保育問題に対し、あちらこちらで子育て講座、基本講座、また保育制度講座及びシンポジウムなどが行われておりますが、民主党政権が来年の通常国会へ提出をねらう子ども・子育て新システム法案、報告では、公的責任による保育の実施、保育水準の確保、財源保障などの現行の保障ポイントを紹介して、新システムに変えていく。

それによると、今後ただでさえ太子町の保育所対策が心配の中で、ゼロ歳から3歳の子供を持つ親は働きたくても働けない上に、収入にかかわらず高い保育料負担となることも予想されますが、また保育料の滞納は即退所となり、児童福祉として機能が失われますが、当局としてはどのようにお考えか、お答えをいただきたい。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 子ども・子育て新システム法案の案についてのお尋ねでございますけれども、児童福祉法第24条では、保育に欠けると認定された児童に対しまして、市町村が保育を実施しなければならないと定められております。そのため現在は保護者が市町村へ保育所の入所申し込みを行い、審査の結果、保育に欠けると認められた児童は、市町村が入所する保育所を決定いたしております。また、費用面では保護者からは利用料として所得に応じた保育料を徴収するとともに、市町村は保育所に対し、その運営費を支弁することとなっております。

国では、現在少子化対策としまして子供と子育てを支援するための施策を包括的かつ一元的に実施する制度としまして子ども・子育て新システムを構築すべく、取り組みが進められております。

子ども・子育て新システムにおきましては、市町村は客観的基準に基づき保育の必要性を認定し、保護者みずからが施設を選択して、その施設と契約する公的契約を行い、利用料は保育所へ直接納付することとなっております。

それにより利用者が多様なサービスの中から自分に合ったサービスを選択することができ、より充実した子育て支援が図れるものと考えております。

ご質問の保護者負担につきましては、現在具体的には示されておりませんが、新システムを検討する中で適切なサービスを受けられるよう利用者支援を行うことが市町村の責務とされております。

今後も国の動向を注視しながら児童福祉の向上に適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 私がお答えいただいたのは、新システムが法案として成立すると、子供たちの保育が保障できなくなるのかという心配でございます。

また、被害者は子供たちであります。保育は商品ではございません。乳幼児期の発達や教育はどの子にも一度限りのものであって、満足しても、できなくても、取り返すことはできません。

例えばおじいちゃんやおばあちゃんがいて、ご主人1人の働きで生活が成り立つ、こういった家庭があればそれにこしたことはない。本当にすばらしい、これが一番でございます。

私が問いたいのは、今育児に対してゆとりさえ奪われそうな時代の中で、新保育システムは公的保育制度の大改悪を進めるのであって、戦後最大の危機と受けとめております。

現行保育料は所得に応じ負担が決められておりますが、この新システムでは、保育料は親の就業時間、また親によって保育の利用時間を市町村が設定して定め、収入にかかわらず、高い保育料負担となることが予想されます。

施設は正当な理由があれば、入所を拒否もできます。また、先ほど言われましたようにニーズに応じた選択ができると、今部長のほうは言われましたけど、こういった関係も出

るわけでございます。

また、障害者（児）や、また低所得者などの子供が入所できなくなる可能性もあります。例えば保育者側が直接保育所と契約することから、市町村、行政が責任を持たなくてよいことになり、隠れた保育難民が発生するおそれもございます。

現行保育制度のもとで保育を守る必要があると考える年内法案が制定されても、太子町は保育を守る施策をとっていただきたいと私は思うわけでございます。

この導入により、保育の市場化を阻み、どうか幼い子供たちのため、心ある行政の力によって子供たちを商品にしない努力をしていただきたい。どのような考えか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 新システムの要綱制度案が今議論されております。その中で中間報告が出ております。適切なサービスが受けられるよう利用者支援を行うということが原則となっておりますが、主に子ども・子育て新システムでは、すべての子供の良質な育成環境、また出産、子育て、就業の希望がかなう社会、また仕事と家庭の両立支援、新しい雇用の創出、女性の就業促進、こういったことが掲げられております。

こういったことも踏まえながら、今後も国の動向を注視しながら児童福祉の向上に適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今言われたように、本当に太子町の行政が子供を育てる、そして子供を最後まで見守ってあげる、こういった行政がこれから必要じゃないかと思えます。どうか今言われた中で前向きな考えで進めていただきたいと思います。

次に、3点目の非核宣言の町として当太子町において、非核廃止また非核宣言の町として昨年採択され、1980年代からの非核宣言を

行う自治体が増え続け、現在では約1,500自治体、80%以上が宣言を行っております。

平和を呼びかける町として内外にアピールし、具体的な対応と、町民が安心・安全の自治体である活動を起こすべきだと考えますが、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 非核都市宣言につきましては、昨年の8月に太子町議会議員の発議によりまして決議され、世界平和を訴える都市宣言、平和宣言自治体の仲間入りをしましたが、ご指摘のとおり平和宣言を町内外に知らせることは、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に大きく寄与できるものと考えております。

現在町におけます非核・平和行政事業としましては、戦没者追悼式の開催、また各小学校におきまして平和教育、これは映画鑑賞と聞いておりますが、そういったものを継続しております。

町内外のアピールとしましては、平和市長会議や日本非核宣言自治体協議会への参加が上げられると思えます。

平和市長会議は、1,747自治体のある中で加入状況が1,050自治体、これは今年の8月1日現在でございますが、加入率が60.1%、日本非核宣言自治体協議会は276自治体、これは7月1日現在でございます。加入率が15.8%でございます。

それぞれの協議会で研修会の開催や情報交換などを活発に活動を進めておりますが、これらの協議会に加入することで、町としてどのような効果や、またどのような影響があるかなど、いろんな先進自治体のお話を聞きながら今後も調査研究を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 長年の念願で非核宣言の町が採択されたわけでございます。その後、具体的な施策がされていない。具体的な対策として、近隣では看板とか垂れ幕、またそういった広報的なものもたくさん行われておりま

す。

そういった中で、非核、核兵器廃絶、平和問題、核に対する、また原発を含め、社会教育や啓蒙活動に具体的に取り組む方針はあるのかわからないのか、聞きたいのでございます。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現在のところ、今申し上げました戦没者追悼式、また平和教育は続けてまいります、それ以外には考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 できるだけ、宣言町として採択したわけですから、最低限の垂れ幕か看板、そういったものも上げるということは、今の時代に大切なことじゃないかと私は思います。

そういった中で、どうか昨年の非核宣言の町として採択されたことを無にしないようお願いをいたしまして、次の質問にかえさせていただきます。

次は、庁舎問題についてでございます。第5次太子町総合計画に係る庁舎建設の考え方としてのまちづくり、目標として聖徳太子の「和を以て貴しと為す」の教えの中から、住民一人一人がこの町に住む魅力を感じながら手を取り合って和のまちと定め、人に優しいまちづくりに取り組んでいく上で、「活きるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」、「誇れるまち」として実現することは私も同感でございます。

基本理念の中で先刻庁舎建設（案）を一部の自治会役員、また各種団体の人たちに報じられた懇談会を実行したと聞き及んでおりますが、この太子町においては、まだまだいろいろな諸問題も残されております。

急いでことをなす前に、時間をかけ、また私がここで質問しますのは、議会及び住民参加により多くの声を聞き、幅広く論議を重ねた上で、無駄のない建設計画を町民が理解できる上で、言葉のとおり“和のまち太子”に

相応した庁舎建設に挑むべきだと思いますが、今後どのような考えか、お聞かせください。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町にとりまして、長年の懸案事項でありました新庁舎建設問題につきましては、去る3月28日に（株）東芝と土地売買契約を締結し、29日に新庁舎用地1万1,998.26平米を購入いたしました。

現時点におけます事業計画は、平成23年度中に基本構想、基本計画の見直し策定をいたします。平成24年度に基本設計、実施設計を行いまして、平成25年度から建設工事に着工、平成26年度に入るとは思われますが、新庁舎が完成する予定で、現在のところ準備を進めております。

推進体制といたしましては、本町職員によります新庁舎建設庁内検討委員会を設置いたしまして、新庁舎建設基本構想・基本計画（案）の策定に向けて作業を進めております。

今後につきましては、役場以外の外部組織といたしまして学識経験者、町議会の代表者、各種団体の代表者または推薦者、それから公募委員を含めた15名以内で委員を構成し、約1年をかけて庁舎のあり方、その他重要事項についていろんな見地からご審議をいただくというふうに考えております。

また、町民の皆様から直接ご意見をお聞きする機会といたしまして、8月に開催しましたまちづくりの集い、それから今後は基本構想・基本計画（案）が策定された段階におきましてパブリックコメントの実施、またまちづくり審議会の開催など、そういうものを通じまして、時代にふさわしいコンパクトで効率的な規模を決定し、建設事業計画を推進してまいりたいと思っております。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、総務部長のほうからお話があったけど、庁舎問題について

は、自治会会長や一部団体を集めた会合で了解が得られたと考えてる向きが見られるのではないかと、私はそれが問題であるわけでございます。

住民にとって重要な問題は、一部の団体代表の会合で説明しただけで、住民に対する責任説明を果たしたと考えるようにとれるわけでございます。

仮に町長がそのように考えるのなら、自治会長の仕事として町の施設について地域住民に対し説明する責任はあるのかなのか、どのような法的な根拠に基づくものか、町として説明責任を果たすように指導しているのかどうか。

今後、庁舎建設は予算を提案され、採決されていく中で、まず議会に行政の方策と立場を十分に説明し、庁舎（案）を示し、時間をかけた議論を通じて展開させるべきではないかと私は思います。

新庁舎は100%町民の税金で建設されるわけでございます。議会への説明、地域ごとの住民懇談会、また町民全体を対象の説明会など、住民自治を踏まえた意見集約の機会を踏まえ、手順を踏み、時間をかけて庁舎の機能、また防災拠点、コミュニケーションの場として利便的に優先した建設を提案するのが当たり前じゃないかと私は思うわけでございます。それに対して町長、一言お願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身もいろいろと建設に向けて進めておるところでございますが、平成22年度に用地を購入するに当たっても、こうした懇談会等を開きまして、説明をさせていただきました。

そうしたらどこまで住民説明責任があるかということになりますと、すべてに説明はなかなか難しいと。やはり今議会制民主主義の中で、議会の皆さんも住民代表としてこうして出てきていらっしゃる。そうした中で自治会等々は自治会長を通じての自治会運営がなされておる。また、それぞれの各種団体

もございます。そうした皆さんにもこの庁舎建設については報告をさせていただきました。

と申しますのも、もうこれ30年以前からの庁舎建設は課題でございました。この今の現庁舎、当初は2階建ての庁舎でございましたが、上に3階部分を継ぎ足して、またこの議会、また隣の教育委員会、産業経済等々を補足した建屋でございます。

そうした中での取り組み、やはりある程度、ある一定の規模の建設用地を確保しないと、幾ら建設議論をしても仕方ないというところで、22年度末に東芝用地を購入させていただきました。

これにつきましても、今までの議員さんの中での質問でもお答えさせていただいておりますが、安価な調整区域等々も考えられますが、用地の価格が安くあっても筆数が多い、また周辺の一体整備等々も考えなければいけないというようなところで、まとまった用地を建設用地というところで購入をさせていただいたというところでございます。

先ほど総務部長のほうでご答弁申し上げましたように、これからは建築に向かってそれぞれの検討委員会で内容等を練っていただきまして、進めていきたいなというふうに考えております。

何も私も早急にこれがどんどん進んでいくかということとはなかなか難しいというところで、しっかりとした基本設計、実施設計等々に取り組んでいきたいと、このように考えるところでございまして、やはり1つは町民の皆さんに利用していただけるような庁舎、コミュニティー施設も兼ね備えた施設に持っていきたいと、このように考えておりますが、これはやはり検討委員会等々で議論をしていただき、どういう機能を持たせた庁舎に仕上げていくか、そこらは十分今後の会議を踏まえて対応させていただきたいなと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） まちづくり懇談会での

自治会長等には説明しているんですが、自治会長が住民への説明責任を言ってるのかどうかというこの質問もあったんですが。

**○町長（首藤正弘）** 自治会長だけじゃなくて、この議会でもそうした用地購入の中で説明させていただき、また各種団体の皆さんにもまちづくり懇談会の中で説明をさせていただいております。どこまでかというと、なかなか難しいとは思いますが、そうした中からやはり合意形成を図らせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 平田孝義議員。

**○平田孝義議員** 今町長からの説明いただきましたけど、私たちもはっきり言うて庁舎を建てるなというわけじゃないんです。建てるということは、防災起点としての機能、これは大事なことでございます。そういうことで、建てることに対して反対してるわけではございません。

ただ、今さっき説明私しましたように、自治会長とか役員、一部の方に説明をして、これで済んだと思われたら困る。私たちははっきり言うて住民の代表でこの場に立っております。そういった中でどうしてもこれから先、大事な建物を建てるんですから、参画させていただきたい。その中でよりよい庁舎を建てるということに対しては、私も賛成でございます。

そういった中で今後議会のほうにも顔を出していただき、それに対する提案もしていただきたい、そう思っております。

4点の質問に対し、住民における命と健康及び安全な町の確立と確かな感じを求める、そういったお金の使い道をどうするか、本町の和のまちにふさわしいルールある庁舎づくりをしていただきたい。

そういったことで私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

**○中島貞次議員** それでは、11番公明党中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目、PRE戦略の導入についてをお伺いします。

国や地方自治体にあります庁舎、学校、公民館などの公的な不動産はPRE、パブリック・リアル・エステートと称されております。地方自治体は地域振興等のために不動産を所有管理しているわけでありまして。

これまでは特に高度経済成長期におけます公共施設に対する需要の拡大を背景にしまして施設の建設等を進めてきましたが、公的不動産については、中・長期的な視点からの維持管理コストについての把握、分析の必要が指摘され、さらなる効率化、また町民の利便性向上に向けた活用が求められております。

特にこれからますますあります人口減少、少子・高齢化へと社会情勢が変化していきませんが、その中で公共施設に対する住民ニーズも変化していくと考えられております。それに伴いまして資産過剰や用途のミスマッチが起こることも予想されております。

一方、我が国の長引く景気低迷の影響によりまして、地方自治体の財政状況を取り巻く環境も厳しい状況にあり、公的不動産の取り扱いに対する社会の関心度も高まってきております。

そのような中にありまして、地方自治体が財政の健全化に向け、自治体が有する資産の適切な選択と集中を行うために公的不動産を経営的な観点からとらえまして、賃貸運用や売却などを含めた有効活用や最適化を図っていく必要があると考えますが、太子町におけます現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** この問題につきましては、特に高度経済成長期におきまして公共施設に対する需要拡大を背景といたしまして土地を買い進め、施設を建設、そして景気

低迷の状況下に至っては、その管理が非効率となってきた団体または昨今の市町村合併によりまして重複する施設を有することとなった団体につきましては、特に大きな問題となっております。

本町におきましては、これまで施設の建設等につきましては財政状況が悪化しないようにその規模、効果、将来負担等を十分に精査して実施してまいりました。

また、効率的な管理運用といたしまして幼稚園の統廃合を行いました。廃止した幼稚園を子育て支援対策として保育所等に転用いたし、活用してまいりました。

現状におきましても、行政財産はそれぞれの行政目的に応じて効率的に活用いたしております。また、普通財産におきましては、一部を自治会のグランドゴルフ用地として貸与したり、また電気、ガス、通信施設等への貸し付けを行っております。

今後とも、ご指摘の点を踏まえまして、公的な不動産につきましては将来的な利用見込み、また必要なランニングコストを考慮いたしまして適切で効率的な管理運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今年度22年度決算におきましても、財政健全化判断等のデータとしてはオーケーという結果が出ました。

ところが、今後の財政をいろいろ考えますと、将来的には現在の庁舎問題の用地負担、当然起債によりますいろんな償還等公債費が若干増えるだろうということも考えられますし、またもう一方では、要は福祉関係に関する財源がどうしても今後高齢化社会に伴いまして増えるであろうということも考えられておりますし、それともう一つは、現在学校では耐震化改修工事等進んでおりますが、町におけます公民館等も当然耐震化の対象になってくると思います。

そういう意味で、将来的にどの程度まで財

政負担がかかるんかわかりませんが、このPRE戦略を積極的に導入しながら、要は極端な話、赤字再建団体といえますか、そこまで陥らないようなそういう検討をお願いしたいと思いますが、その将来的に向かつての考えをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） PRE戦略って新しい言葉のようですが、これは何もきのうきょうに始まったことではなく、我々財政サイドは、特にこの健全化法ができてからはそういった将来的な負担等を考えながらやっております。

ですから、今おっしゃいました、当然庁舎ができれば、また新たな起債、新発債発行するわけですが、それも新たに発行する地方債もあれば、これ逆に申しますと減っていく地方債もあるわけです。ですからその辺のところもにらみながら財政的に健全なものにしていきたいというふうに思っております。

それから、これはもう我が町だけではありませんが、少子・高齢化に伴う社会保障費等の増嵩の問題、これ避けて通れません。介護、医療、福祉、障害者関係、老人福祉、これ避けて通れない道でございますので、その辺の将来増え続けることが本町だけではなく全国的にもう間違いないことでございます。ですから、増えていく歳出があるわけですから、逆にほかにやる施策があれば、優先順位をどう決めて、その時代時代に一番有効な手だては何かというものをにらんでいかなければしょうがないということだと思います。

それから、公民館いろいろあるわけですが、その辺も計画的に耐震せざるを得ない場合はせざるを得ないし、そういったところで、これも長期的な面ですから、長期的な面もにらみながら、しかし目先の3年、4年、5年、この辺もにらみながら、非常に厳しいですけれども、何とかうまくこの厳しい時代を生き残っていきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。たしか二、三年後にはあすかホールの借金返済といったらおかしいですけども、がなくなるとか、そういういろんな絡みがあって進めておられるということはお聞きしております。

そういう意味で、このPRE戦略、要は公共資産、公的不動産の売却とか、あるいは賃貸等、今後いろいろ考えていただきながら進めていただきたいなど。

今度の決算書類では公的、いわゆる不動産に関しては8万2,678平米というふうなたしかデータで載ってました。町全体22.62平方キロからいいますと0.35%ぐらいの割合なんですけれども、これを今後とも維持していくためにも、またよろしく願いいたします。

時間的にも長時間になっておりますので、次の質問に移りたいと思います。

次は、地域連携保全活動の取り組みについてをお尋ねいたします。

これは地域におけます多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を推進することによりまして、豊かな生物多様性を保全することを目的といたしました生物多様性保全活動促進法、いわゆる里地里山法が昨年の2010年12月に制定され、本年2011年10月1日に施行となりました。

環境省は施行前に示す地域連携保全活動の促進に関する基本方針の案を作成し、今年の6月から7月にかけてパブリックコメントを行ったところです。

この基本方針には生物多様性保全活動促進法第3条に基づきまして、市町村が定める地域連携保全活動の促進に関する計画の認定基準や地域における生物多様性の保全の促進に当たって配慮すべき事項などの基本的な考え方が示されており、その指針に基づいて全国各地で地域連携保全活動が促進され、いのちにぎわう豊かな地域づくりが進められていくことが今後期待されていますが、太子町におけます取り組みについてお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 地域連携保全活動の取り組みについて、太子町におけるいのちにぎわう豊かな地域づくりの取り組みについてのご質問でございますが、地域連携保全活動とは、希少な野生生物の生息、生育環境、あるいはまた外来種の侵入によります生態系の攪乱等の改善活動、あるいは雑木林の下草刈りや竹林の管理等の里地里山保全活動などがその一例として考えられております。

生物多様性の保全は地域における固有の自然を対象とした活動によって支えられているため、地方公共団体においては、市町村それぞれの立場や地域の特性に応じまして、地域連携保全活動計画の作成、あるいは地域連携保全活動協議会の組織化、地域連携保全活動を行う地域のさまざまな関係者との連携、情報提供やコーディネーターとしての助言等の必要な援助を行うこと等が期待をされております。

太子町におきましては、現在その計画書を作成するには至っておりません。しかし、個別の計画ということではございますが、太子町鳥獣被害防止計画あるいは太子町ヌートリア・アライグマ防除計画、太子町森林整備計画等によりまして、生物多様性保全の一環を担っておりますので、今後はこうした取り組みを基本に活動計画を考えていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。これは一つの環境問題でありまして、難しい話ですが、地球上には100万を超える種の生物が存在しております。その中のわずか1種が人であります。ですから、世界で六十数億ですか、いわれる人間ですが、ほかの生物全体から見るとごくわずかな、要は人の社会であります。

その人が環境をいろんな面で侵すというか、害する行為というのは非常にいけないわけで、やっぱり環境というのは守っていかなければいけないというふうなことで、今部長

からいろいろ話がありましたけども、例えばさつきありました竹林の伐採とか、シカによる食害防止さくの設置等によりまして里地里山の維持管理をしたりという事例がありますし、また絶滅危惧種といわれるような、太子町では多分ないとは思いますが、そういうようなものを何とか守っていこうと、トキとかコウノトリとか、有名なものありますけれども、そういう計画を立てたり、あるいは先ほどもありました外来種、有名なのは滋賀の琵琶湖のブラックバスですけど、そんな感じでそういうものを排除していくというふうな、本来住んでいた生物が生きていけるような環境をつくらうというのが一つの計画でありますし、あとほかビオトープとか、都市公園における植栽、後ほど言いますが、芝生化もこれに絡んでくるわけですけども、そういう意味で人間を取り巻く環境というのは非常に大事なわけで、その中に生存する生物を守っていく、一部駆除しなければいけない、どうしても人間に害を及ぼす場合もありますけれども、守っていくということがある。

逆に言いますと、人間を守るということにもつながるわけで、これ積極的にお願いしたい。

その中におきまして、1つは、じゃ、その地域連携保全活動をどういうふうにしていくかという考え方でですけども、計画が立っていないということなんですけれども、地域とのつながりでどういうふうな今後の活動をやっていこうかという方向性があれば、お聞かせ願いたいんですけど。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 現在は有害鳥獣、獣害の対策協議会という地域の方が代表として、特に被害地域の代表の方々に入っていて、そういった協議会の設置も今後考えております。

そういったことで、特に地域連携しながら現状を十分把握して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後とも、またよろしくお願いたします。

次、3点目に移ります。

校庭や公園等におけます芝生化の問題であります。これは近年校庭の芝生化が進んでおります。文部科学省は芝生化の効果につきましては、1点目、教育上の効果、これはスポーツ活動の安全性と多様性、環境教育の生きた教材になると、2点目として環境保全上の効果、砂じんの飛散防止、土砂の流失防止、照り返しや気温上昇の抑制、それから3点目、地域のスポーツ活動の活発化、幼児から高齢者まで安全かつ快適に実施するの3点を上げて整備推進を図っているということです。

しかし、一方で芝生化は高コスト、お金がかかると、維持管理も大変ということで足踏みされていますが、以前に提案、今まで2回ほど提案させてもらいましたけれども、鳥取方式をすれば、コストや維持管理の面で手間はかからないと全国的には評判になっておりますが、その後当局としてどのような検討をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 校庭の芝生化についてお答えいたします。

校庭の芝生化につきましては、以前ご提案をいただき、その効果や課題等を検証したところでございますが、ご承知のとおり現在太子町においては学校施設の耐震化を最優先課題として取り組んでおります。

そのような中で、工事に伴い、校庭の一部を工事エリアとして使用している現状がございますので、各学校ともすぐにでも芝生化を実施できるかという、そういうのは現実的ではないと考えます。

ご指摘の鳥取方式では、ポット苗という安価で手軽なものを使うということや、繁殖が容易で、踏みつけなどにも強く、除草も農薬を使わない、環境と利用者に優しい芝生がで

きると言われております。ただ、成長が早い  
ため、芝刈りの頻度は増えるということにな  
ると考えております。

現在兵庫県では県民まちなみ緑化事業とい  
う、そういうメニューがございまして、その  
メニューの中で校庭の芝生化への補助制度が  
ございます。1平方メートル当たり1,800円  
を限度に最高300万円までの補助が受けられ  
ます。ただし、この事業の補助対象者はP T  
A等の団体と学校等で構成される団体、例え  
ば芝生化実行委員会というような、そういつ  
たものとなっております。

鳥取方式においても多くの学校が芝生の植  
えつけや水まき、芝刈りといった作業をP T  
Aや地域の方々の協力により実施していると  
聞いております。

そういった意味で、学校の芝生化について  
は教育委員会が主導して実施するというより  
も、各学校においてそれぞれの状況や実態を  
考慮し、P T Aや地域住民の皆さんのお力を  
おかりして一緒に取り組んでいくことが重要  
ではないかと考えております。

教育委員会としましては、学校と地域との  
新たな連携、協力体制の仕組みの構築に向け  
た支援、お手伝いはできると思います。また、  
補助メニューの紹介、補助申請等のお手  
伝いもできると思いますが、そういったもの  
を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。芝  
生化につきましては、前教育次長が矢野小学  
校を視察したとかというふうなことをお聞き  
しました。

実際に鳥取方式の芝のほうが、ロール式  
の高麗芝ですと、短く刈った場合に痛いと、鳥  
取方式の芝の場合はやわらかいですから、寝  
転がってもちくちくしないという点でも非常  
に有効性があるということをお聞きして  
おります。

あと、先ほど紹介がありました水やり、芝  
刈り、ちょっとした肥料だけで、あとは別に

何も要らないと、除草剤とか農薬は一切使用  
しませんから、多少雑草が生えても一緒に刈  
ってしまうというふうなことを聞いておりま  
す。

例えば従来の方法で維持管理は1平米当  
たり2,000円から3,000円かかると言われて  
おりますが、鳥取方式では50円から150円程  
度で済むというふうなことも聞いております。

実際の施工費用はマット状の芝を敷き詰め  
ますと、1平米当たり5,000円から1万円か  
かりますが、鳥取方式ですと、高くても  
100円で済むと、非常に安価であるという  
ふうなことをお聞きしてあります。

これは別に学校全面に敷いてほしいとい  
うことでもなく、一部分に当然なってくる  
と思えます、走ったりいろいろせなあきま  
せんから。

でも、これは地球温暖化防止策の一環と  
しては非常にいいことであり、目にもよい、  
それから芝をすることによって、芝の温度  
が、その地域の温度が大体1度から多か  
ったら2度ぐらい気温が下がるというふう  
にも聞いておりますし、照り返しがない  
とかということ非常に効果があると割と  
好評です。そういう意味で、いろいろ  
また今後ともお願いしたいなと  
考えております。

あと、一つの考え方として小学校全面  
というか、小学校という大きい規模で  
なくても、例えば幼稚園の片隅なんか  
で幼稚園の子供が遊べるような感じ  
のそういう芝生化もテストケース  
として、モデルケースとして考  
えてみたらどうかなと思  
います。

そういう意味で、余りしつこく言  
いますと、これで3回目です  
ので、きょうはこの辺でと  
めておきます。また、ご  
検討よろしくお願  
いいたします。

最後、4点目に移ります。あと3分  
ほどで終わります。

次は緊急時連絡カードの取  
り組みについてです。これは  
高齢者とか障害のある人が  
外出されたときのことです  
けども、万一事故とか災  
害あるいは急病で意識を失  
ったときなど、

駆けつけた救急隊員や医療機関がその人に対する的確な情報の掌握や適切な処置を素早く行えるようにするための緊急時連絡カードを作成して、常に持ち歩いて携行するようにはどうかということで、これは実際に熊本県とかとところどころで行われているケースですが、それについて考えをお聞かせ願いますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 緊急時連絡カードの取り組みについてでございますが、高齢者や障害のある人が外出時、万一の事故や災害、急病など意識を失ったときなど、救急隊員や医療機関が的確な情報を掌握、適切な処置を素早く行えるようにするための緊急時連絡カードを作成して、常に携行するようにはどうかということでございますが、現在持病のありなしに関係なく、ひとり暮らし高齢者の在宅中の救急搬送を想定し、500名以上の方にA5サイズの緊急連絡安心カードを透明なクリアファイルに入れ、冷蔵庫の扉の表側にマグネットフックとひもでつり下げていただいておりますが、外出時になりますと、持病をお持ちで、健康に不安のある方や、万一に備えてという意識をお持ちの方は、健康に関して詳細な情報を自分で記入された手帳等を携行されている一方で、特に何も手帳を携行されていない方もおられます。

このような中でございますけども、個人情報の保護の観点から、町がすべての高齢者等の情報を把握できておりませんので、健康に不安のある方はご自身で何らかの対応をしていただくよう啓発、また啓蒙してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。実際にカードをつくっている熊本県の宇土市によりますと、あじさいカードというんですけれども、名刺サイズで、透明のビニールで熱加工したカードですけれども、表面には名前、住所、電話、生年月日、男性女性の区

別、血液型、それから持病、アレルギー等、例えば狭心症があるとか、糖尿病があるとかというふうなことが書いてあり、裏面に緊急連絡先、それとかかかりつけ用の病院はどこかとかということが記入されてあるということで、これはあくまでも申請方式で、ここの市役所の福祉課へ申請するということです。

これは65歳以上の人と年齢にかかわらず障害のある人であれば、カードが作成できるということで、ここの住民の方の声ですが、散歩に出かける際は必ず携帯していますと、いざというときに一分でも早く助けてもらえるなら、本当に安心ですと、そういう声があります。

ですから、別に全部が全部の人にこちらからつくりなさいよというのでなしに、心配な方、不安な方、常日ごろ病気を持っておられて、外出したときに万が一のときのそういうカードですので、費用的にも多分そんなにかからないと思うんで、今後検討をお願いしたいなと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） そういったサンプルを町で作成しまして、高齢者等健康教室ほか、機会あるごとに基本サンプルを紹介しまして、啓発に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 よい答弁いただきました、ありがとうございます。今後とも、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、通告の内容につきましてお尋ねをいたします。

1点目ですが、東日本大震災を見て、太子町で防災対策、災害時の対策をどう考えるかという点についてお尋ねをいたします。

このたびの東日本大震災を受けて、これまでも太子町もいろいろ考えてきてはいるわけですが、今後の進め方について何か変わる点があるか、このたびの震災を見て、ここはこうすべきだと考え方を深めた点はあるかについて、以下の10点についてお尋ねをいたします。

お答えのときも恐れ入りますが番号ごとにお答えいただくようお願いいたします。

(1)町の一般職員の派遣状況はどうでしょうか。関連する消防署職員の派遣状況はいかがでしょうか。保育所職員、学校職員の派遣はあったでしょうか。

(2)職員を派遣して学んだことは何か、太子町に生かせることは何か。

(3)本町の災害時要援護者避難支援プランの策定状況はどのように進んでいますか。

(4)太子町自主防災組織の現状と促進策についてお尋ねします。

(5)避難所は足りているか、災害時にどう利用すべきであると考えておられるか。

(6)帰宅困難が多発する状態となった際に、行政ができることは何か。

(7)災害時に情報の伝達をどう行おうと考えているか。

(8)災害時の安否確認方法をこれまでどうすべきと考えてきたか。今回の震災を教訓に改めるべきと思う点はあるか。

(9)災害時における企業協定は現在あるか。ない場合、行う考えがあるか。

(10)今回の震災を教訓に災害対策の見直しの必要性はあるかないか。防災マップの見直しや再配布の考えはないか。自主防災組織への支援強化や災害訓練の啓発強化の考えはないかについてお尋ねをいたします。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(香田大然) まず1番目、職員の派遣状況でございますが、職員の被災地への人的支援として給水支援に4人掛ける2回、市町業務支援に2名掛ける5回、保険業務支援に1名掛ける1回を派遣いたしております。

また、消防職といたしましては、太子消防署の職員が広域消防援助隊として14名がたつの市消防本部の職員として派遣されております。教育職、保育士の派遣はございません。

2番目、職員を派遣して学んだこと、生かせることでございますが、想定外の津波により、ライフラインを初め庁舎、職員、住民情報など災害対応や復旧作業に必要な機能が失われ、行政機能が停止する状況となっております。迅速な災害対応のために拠点となる庁舎やシステムのバックアップの強化を図りたいというふうに考えております。

また、東日本大震災や阪神大震災など大規模な災害時には行政の機能が麻痺することが予想されますので、災害発生直後は特に地域や個人の力による災害対応が必要となりますから、自助、共助の重要性を再認識しております。平常時に地域などの防災力の強化を一層推進していきたいというふうに考えております。

3番目、災害時要援護者避難支援計画でございますが、要援護者支援マニュアルを3月に策定し、個別マニュアルの作成を特に支援が必要な1人では避難できない方から順に現在作成に着手をいたしております。

4点目、自主防の現状と促進でございますが、町内の自主防災組織の活動状況はいろいろでございますが、防災訓練や防災講演会を通じて今後さらに活性化を促していきたいというふうに思っております。

避難所の問題でございますが、避難所は町内の公共施設23カ所で7,450名の収容となっております。災害時にも自宅で生活する場合や自治会の公民館等の活用も考えられます。町民全員が避難することは今のところ考えておりませんが、避難所は何とか現状で足りるというふうに認識をいたしております。

また、災害時には平常時のコミュニティーの継続が重要でありますから、できる限り避難所におきましても役場職員が足を運んでコミュニケーションが図れるように活用したいというふうに考えております。

6番目、帰宅難民でございますが、公共交通機関の停止や道路の寸断等により帰宅が困難となった方については、避難所や食料の提供など、太子町の住民と同じように対応していきたいと考えております。

7点目、災害時の情報伝達方法ですが、現在町から町民への災害等に関する情報の伝達方法は、自治会に設置しております放送設備の活用、また広報車両、また放送事業者、これ先ほど申しましたテレビ、ラジオの関係ですが、そういった関係で町民の皆さんに情報を伝達していきたいというふうに考えております。

8番目、安否確認の方法でございますが、町民の安否確認の方法は、家族からの情報を自治会で一たん取りまとめていただいて、町のほうへ報告という方法を考えております。これは東日本大震災の前後でも今のところ変更はございません。

また、家族の安否確認の方法としましては、災害時の伝言ダイヤルや伝言板、そういったものを利用していきたいと考えております。

9番目、災害時の企業との協定でございますが、福祉避難所として2カ所、サンシャイン青山とサンシャインガーデンプラザでございます。

それから、災害時の応急対策といたしましては、太子町にあります太子建設組合にお願いしようと思っております。

また、コープこうべなどの量販店とは物資提供の応援協定を現在締結しております。これはコープこうべさん、ウエルマートさんなどでございます。

それから、10点目でございますが、震災を教訓にということでございますが、防災計画等の見直しといたしまして、山崎断層帯、また南海・東南海地震などの地震被害想定や備蓄資材、情報の伝達体制などの部分で必要性はあると考えております。

現在国の中央防災会議において、東日本大震災の検証作業が行われております。秋ごろ

には一定の指針が示されるというふうに思っております。また、そういう検証結果、国、県の見直しなどを踏まえて、また本町は本町で防災対策の見直しをしていきたいというふうに思っております。

また、自主防の強化策といたしましては、より実践的な防災訓練、昨年も発災型の防災訓練をいたしましたが、そういったものでより本来といいますか、本当に活用できるような防災訓練につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、答弁の中で自助、共助と言われました。それは本当に大切なことだと私も思っております。ですから、それが少しでも機能するように、日ごろからそういう対策というか、そういうふうに各自治会といろんなことをやっていただけたらありがたいと思います。

一つ心配になりましたのは、今家族の安否を自治会を通じて確認をしてもらうんだということをおっしゃいました。残念ながら自治会に入っておられない方も現状としてはございます。

そういう中で、自治会長さんに、おたくの一自治会のところの全住民お願いしますといっても、現状では、自治会にもよりますが、そうでないところがありますが、そういう点についてはどのようにしたらいいとお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、帰宅困難が多発する状態となった際にお尋ねしましたのは、太子町民でそういう方が多くなった場合について、今その部分はお答えいただいていたので、その部分をお答えいただけたらありがたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 確かにいろいろ自治会の話聞いておりますと、自治会に入っていないという方がいるのも事実のようでございます。そういったときに、じゃ、どうす

るのという話なんです、その場になってみないと、今お答えのしようがございません。

ですから、例えば糸井の方、福地の方、どこどこどこ、それはすべてきちつきちつと定規で線引いたように避難をされて、確認できる場合はいいですけども、どこへ、一番自分がベストと思った方向へ避難されるわけですから、町の一定の方向がありましても、やはりその辺は個人個人で一番ベストな方法を探すんだらうと現実には思います。

そういった中で、Aさんは自治会に入っていないから情報をどうするんだと役場に問い詰められても、これ今すぐ返答できる問題ではございません。ですから、その場その場で本当にベストな方法を探すのが今のところの現状でございます。

それから、帰宅難民、ちょっとおっしゃる趣旨がわからなかったんですが、太子町の方がよその自治体でという意味ですか。ちょっと私意味が図りかねるんですけども。

(服部千秋議員「行って帰れない場合」の声あり)

その辺のところにつきましては、神戸へお勤めの方、大阪へのお勤めの方あるんですから、それは災害に遭われたときにどこを通過してるか、どこでストップしてしまったか、そういったところによるものですから、これも今返答のしようがございません。

○議長(佐野芳彦) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 自治会に入っておられない方をどうするかというのは、今お答えの中で役場を問い詰められてもっておっしゃいましたが、別に問い詰めるために私聞いていません。そういうときに入っておられない方もいるからどうしたらいいのかなと、どういうふうにできるのかなという趣旨で聞いているので、そういうふうに関心しているというふうに思っていたかと心外でありまして、そういう人も十分把握して、町民でありますから、十分対応をしていかなきゃいけないと思うので、どのようにできるかなということでお聞きしました。

そういう人たちについても少しでもできるように、何らか災害がもしあったら困りますから、知恵を絞っていただけたらなというふうに考えておりますので、そういう趣旨ですので、よろしく願いをいたします。

災害時要援護者避難支援プランについてでございますけれども、これ一人一人それぞれの方によって事情が違いますから、また一般の方と同じところに避難するのでない場合があるわけですので、これがまだできていないように聞いております。ですから、これには地元の自治会長さんや民生委員の人たちの協力も必要になりますけれども、少しでも早くこの対策を進めていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

このたびの震災、不幸な出来事でしたが、それを教訓に生かせることは十分生かして、太子町の対策に生かさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

続いて2点目、町予算についてお尋ねをいたします。

まず、本年度既に税については課税は確定しているので、税収は予算に照らしての減はよほどのことがないと見込まれないと思っておりますけれども、22年度と比べて税収が減っているかどうか、現状をお尋ねします。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(香田大然) 税収の問題ですが、まだ23年度も上半期済んでおりません。ですから、今後どういった収入状況になるかということで予測はつかないわけですが、現状は当初予算どおりの収納ができるというふうに思っております。

22年度と比べては若干減る可能性が、今のところ上半期済んでおりませんので、何とも言えない状況でございます。

○議長(佐野芳彦) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今22年度に比べて若干減るかもしれないというご発言がありましたが、このたびの9月議会の初日の決算の説明でも、個人町民税が22年度減という説明がござ

いました。

ここ数年、またこれから数年の税収は過去と将来、大ざっぱで結構ですけれども、横ばいなのか、それとも微減なのか、予想を含めて結構ですので、ご説明をいただけたらありがたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 過去3年間基幹税の町民税現年、それから法人町民税現年、固定資産税の現年で見ますと、個人町民税では20年度から22を比較いたしますと、調定額で約13%の減となっております。それから、法人町民税の現年に至りましては、平成20年度と22年度の比較では、調定額で申しますと約26%の減、固定資産税につきましても、これ割と変動の少ないところなんです、20と22を比較しますと約2%の減というふうに、右肩下りの現年度分となっております。

町税全体で申しますと、20と22の比較が約7%ということでございます。そういう数字の流れの中で、ここへ来まして米国債の格下げの話、円高の問題、そして国内におきましては大震災の復興に伴う財源、また社会保障と税負担の関係、もろもろの国内外の問題を我々新聞で見るとはらんでいるということは理解できます。

例えば今23年度です、24年、25年がどうなるか、やっとりーマン・ショックの影響がおさまったかなと思ったところで大震災でした。ですから、本当に経済的に不透明な時代がやってきたということですので、2年後、3年後、これ本町の税収がどうなるかということは、毎年度の財務省の財政計画、この辺を情勢分析しながら進めていくしか我々としては方法がない。また、新聞、テレビ等の報道で景気がどうなっていくのかということを見ざるを得ない、そういった本当に先の見えない状況だというふうに私は理解しております。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、過去の右肩下りのことについて説明をいただきました。将来のこ

とはわからないということではありますが、こういう中で、今庁舎建設を当局は予定しているわけですが、庁舎建設の予算は足ると考えておられるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） これから具体的に基本設計、実施設計に入っていくわけです。ですから、一番庁舎の中で大きな位置を占める、周辺整備だとかいろいろあるのはあるんですが、やはり庁舎が延べ床面積何平米になるか、この辺で大体総合的な庁舎建設の総枠といいますか、事業費といいますか、出てくるものと思っております。ですから、基本設計、実施設計のあたりにならないと、なかなか総事業費が見えてこないというのはもう確かなことでございます。

そういった中で公共施設建設基金蓄えですが、約7億9,900万円ほどございます。それから、財政調整基金も11億4,000万円ぐらいでしたかな、その辺あります。

当然大きな事業をなし得るのには、もう我々サラリーマンも同じなんです、すべて自己資金で賄うことができない。ですから、お金を借りる。じゃ、お金を借りるんだったら幾ら借りる、それもまた話はぐるぐるぐる回るわけですが、総事業費が固まるまでは、幾ら新発債を発行してということをやなかなか私の口から軽々に申し上げることは難しい。これ、軽々に借金何ぼしますなんていうこと言いますと、数字がひとり歩きしますんで、その辺は今後慎重に対応していきたいと思っております。

ただ、何回も申し上げますが、大きな借金も1つ、2つ減りしていくのが先に見えている。また、新たな庁舎建設に向けての新発債発行ということからすれば何とかやっていると、その辺の基本線だけは私どもは外していないというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 以前総務常任委員会で予算的なことをお伺いしたことがあるんですが、

そのときにもお答えがございませんでした。委員会の中ではお金のことも考えないと、庁舎建設のことは本当には十分考えられないわけで、聞いたわけですが、なかなか明確な答えがないまま今日に至っております。

そういうことを総務常任委員会で聞いたあと、同じときにまちづくり懇があったと後から聞いてるわけですが、その席では庁舎を建てて税金が上がることはないのか心配だというような質問が、自治会長さんたちの中から出たと聞いております。そして、それに対して、あすかホールの償還もなくなるので大丈夫であるという説明があったというふうに聞いております。これは事実でしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） おっしゃるとおりでございます。私のほうからそういう旨の発言をいたしました。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そうであるならば、私たち議会議員が、あるいは総務常任委員が聞いたときに、同じ時期でありますので、私はそういうご説明を私たち議員にもいただきましたかというふうに思っております。

自治会長さんたちに説明しないでくださいと言ってるんじゃないですよ。もちろんどんどんされたらいいわけですから。

先ほどから町長が議会は住民代表であるというご発言もあったわけですが、時々残念だなと、もう少し教えていただいたらいいのかなというふうに感じるときはあります。ですから、自治会長さんたちにももちろん説明いろいろされたらいいですし、それがいいと思いますし、そして私たちにも同じ情報をお知らせいただきたいなというふうに思っておる次第でございます。

今、予算のことをいろいろ聞きましたが、これから庁舎建設のこともあるわけですので、大ざっぱなことについて伺いました。これからも慎重に考えて、よろ

しくお願いをいたします。

これで質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、中藪清志議員。

○中藪清志議員 1番中藪清志、通告に従い一般質問をさせていただきます。

政府のほうでは新しいリーダーを今もう決まったと思うんですけども、選出しているところではありますが、報道等によく聞くところでいくと、やはり国民の声は直接届かず、また各候補の方針がわからないという声が多い状況でしたが、太子町及び首藤町長におかれましては、町民の声がしっかり届き、はっきりとしたビジョンをコミットしていただける方だと信じ、こちらに質問させていただきます。

財政運営のビジョンについてお伺いしたいと思いますが、不況が続き、税収の落ち込みにより厳しい財政状況となっているとよく聞きますが、合併せずに単独自治体で運営している太子町としましては、地方分権が進む中、よりベストな判断と大きな責任が課せられてくると思います。

そんなときだからこそ強い自治体をつくるべく、町民と行政がつながりを持ってまちづくりに取り組まなければならないと思っているんですけども、町民の中で私の友人からも、実は太子町ってお金ないんちゃうのという声を結構聞いたりするんですが、やはりそういう言葉が出るというのは、財政状況が厳しいですとか予算がないという、そういう答弁等々が出ていることから原因になっているんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん何もかもができるということではないと思うんですけども、町民からの要望や意見に対して財政状況が厳しい、また予算がないという答弁だけではなく、本日も藤澤議員の質問のときにありましたが、なぜ厳しいのか、また現状を脱却するためには、どうすれば財政状況がよくなるのか、住民と協働

するためにリーダーシップをとる行政が戦略と戦術を明確にすべきだと思っているんですけども、それについて今後の財政運営の戦略と戦術をお伺いしたいんですが。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町に限りませず、地方の財源不足は景気の低迷等により、税金等の落ち込みや減税、社会保障関係費の自然増、公債費の高い水準での推移等によりまして、約14兆円に達しております。

また、地方財政の借入金残高は、近年税金等の落ち込みや減税による減税の補てん、景気対策等のために地方債の増発等により急増しております。本年度末には200兆円、対GDP比も41.4%となっております。これ過去平成3年度の数値の2.9倍、130兆円の増となっております。このことは国、県の支出金の大幅な削減、普通交付税の一部起債措置など、本町にも多大の影響が出ております。

そうした厳しい状況の中で複雑多様化する住民ニーズにこたえ、行政サービスの向上を図るためには無駄を省き、財源確保、施策を取捨選択する、そういったことを重点化していく必要があると思っております。

そのためには住民の皆さんのご理解と行政との協働が必要でございますので、行政情報の発信、施策のいろんな物事を決めるときにパブリックコメントなんかを募集したり、そういったように関心が高まるように配慮をいたしておるところでございます。

今後とも、国、県の動向を十分に見きわめて、歳入の的確な確保に努め、将来の財政負担、投資効果、いろんなことを検討しながら財政健全化判断比率、財務指標を悪化させることのないように計画的な行政運営を努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の答弁の中で無駄を省くとか選択していくというところで、家計で言うところと節約するという意味になってくるかと思うんですけども、その理由というのは十分

に承知してまして、当然のことだろうなというふうには思っています。

ただ、その中で、もっと明確に、例えば税金の増加を目指すとか、そのために個人の税金の増加に特化して、それを増やすために働き盛りの世代を町内に誘致していくためにも、もっと町に定住させるために保育料の軽減ですとか医療費の軽減など子育ての支援や、一戸建て住宅の建設支援とか中古住宅の紹介など、今はもう既にやられていらっしゃることはあると思うんですけども、ほかの周囲と比べるとどうなのかということもありますので、そのあたりをもうちょっと強化するとか、またいつまでにやるってということ、言いにくいとは思いますが、そういったところを一度お伺いしたいんですけども。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 税金の増、これはもう国の基幹税もそのとおりなんですけども、中薮議員おっしゃるのは恐らくこういうことだろうと思います。景気がよくなると税金が増えませんか。この景気をよくするためには、やっぱり国に頑張ってもらわないと、国がどういう方向性を示すか、国がどういう経済施策を示すか。でないと、我々末端の太子町、太子町の予算ご存じですよ。太子町の予算の範囲の中でできることはほとんどありません。国、県の施策によって我々末端の市町村が動いていると言っても過言ではありません。

ですから、太子町独自のやっていく施策というのは本当に限られております。それは皆さんありますよ。全国的には小さな市町村でもやってることあるでしょう。しかし、それが我が町の税金増に結びつけていくかということはなかなかできません。ですから、国の経済施策、これに我々は注視していく必要があるというふうに思っております。

それから、無駄を省くという今ご指摘がありましたけども、非常に90億円の予算でありますけども、小さな町ほどタイトな予算なん

ですね。おわかりですかね。本当に食糧費でも、ペットボトル1人100円のを何本とといったような積算でもって予算を作成しておるわけです。

ですから、どうも町民の皆さんの意見を聞いてますと、ある人なんかは、そんなもん、おまえ、予算なんかどないでもなるやろうと、ここに何々をつけるという話もよく聞きますよ。しかし、そんな言い方はないだろうというのが、私ども90億円の予算を一般会計預かっている財政担当部局からすれば、それはないでしょうというふうに私は返事するようにしております。

ですから、いや、それは皆さんご指摘のところがあるかもわかりませんが、それはそれなりに私どもは耳を傾けて、ああ、そうだなと、ご指摘があれば、これが無駄やなと言われれば、もちろん削る段取りはしております。

話は戻りますが、もっともつと国の根幹、その辺のところを見きわめながら太子町行政があるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 状況はわかるんですけども、もちろん国だったりとか景気がよくなるかといけないというところは十分承知なんですけど、ただ何か少しでもやれることってないんでしょうかっていうところで、例えば、さっき香田部長もおっしゃられましたけども、町民の方がそれぐらいの予算どうにかなるんじゃないだろうかっていうふうにおっしゃられているとありましたが、普通の町民の方からすると、やっぱりそういう感覚が多いのかなというふうに、僕自身もやはり議員になる前はそう思っていましたし、そのあたりの認識もしっかりご理解いただきたいなと思います。

その中で何か少しでもプラスアルファで新しい自主財源をつくる方法とか、そういったものは考えていらっしゃるのかなというところがあるんですけども、例えば競技場

や文化会館の命名権などを使って、少しでもその施設に係る税の負担を減らすとか、そういったことというのはお考えないでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 税は法律でもって決められてるのはご存じですね。ですから、新税は私どもなかなか創設することはできません。

それから、今命名権とかおっしゃいましたが、それは確かにそういうところもあるのは承知しております。しかし、私どもはそういう突拍子もないことをしてやろうとは思っておりません。オーソドックスなやり方で首藤町政は進んでおりますので、オーソドックスなやり方で、しかし堅実なやり方、それでもって太子町行政を進めてまいっているところでございます。これからもそうやっていきたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 行政の進め方がそうだとと言われてしまえばあれなんですけれども、町民からすれば、少しでも税金を、税金というか町が運営している施設の運営とかをその施設で賄っていただいて、家計を預かっている人だったら同じように家のことを少しでも何かできるようにっていうふうな形でやると思うんですけど、もちろん努力されていらっしゃるのとは今回の予算の監査報告とかを見てもわかるんですけども、そのあたりを何かプラスでできることがあるのであれば、今後努力していただきたいなと思います。

○議長（佐野芳彦） 要望、質問。

○中藪清志議員 要望です、はい。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ご要望を承っております。

それからまた、私どもは私どもで行政改革でいろいろ改革できる面があれば、改革していきたい。また、貴重なご意見もいろいろお聞かせいただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 では、次の質問に行かせていただきたいと思ひます。

雇用対策についてなんですけれども、先ほどの件も重なってくるんですが、不況により低所得者や失業者が増加しているかと思ひます。町民が安心して暮らすためにも雇用の創出というのは必要かと思ひます。23年6月の完全失業率が4.7%と依然高くなっている状況で、例えば町主催で社会人経験の少ない方にビジネスマナースクールや、定年される方に60歳創業の推進サポートなどをするとすることも検討していただければなと思ひております。

その上で質問なんですけれども、1つ目が、太子町での失業率は把握されていらっしゃいますでしょうか。

2つ目に女性の雇用対策、3つ目に若者の雇用対策、4つ目に中年層の雇用対策、5つ目に高齢者の雇用対策、6つ目に第5次総合計画の政策8、施策3の基本的な方針で、町外からの新たな工場の誘致とありますが、現在の活動状況とその効果というのを伺ひたいです。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 雇用対策の状況の質問でございますが、まず1番目の太子町での失業率の把握はどうかということでございますが、この失業率につきましては国のほうで調査をされております。ハローワークのほうでも確認をいたしました。太子町の失業率としてはありませんというようなことのお返でございました。

先ほどもありましたが、近畿圏の失業率ということで、定期的に情報提供を受けるなど把握に努めているところでございますが、私どもも確認しましたところ4.7ということで、それ以外の数字はございませんでした。

続きまして、2番の女性の雇用対策、3番の若者の雇用対策、それから中年層の雇用対策のご質問につきましてはまとめて回答させていただきます。

広い圏域での対応をしておりますのが現状でございます。住民の相談者があれば、ひめじ若者サポートステーションやキャリアアップハローワーク姫路など、その方に合った相談窓口につなぎまして、適切な相談を受けられるよう努力をしているところでございます。

さらに、5番目の高齢者の雇用対策の質問でございますけれども、高齢者につきましてはたつの市・太子町広域シルバー人材センターにおいて登録、就職あっせんなどを行うほか、技術を身につけるための植木の剪定講習あるいはしめ縄講習なども開催をいたしております。

6番目の第5次総合計画政策8、施策3、基本的な方針で、町外からの新たな工場の誘致とあるがということでございますが、不況の影響ということもでございます。現在のところは動きはございません。特に太子町の場合、工業用地としては現在の東芝の用地以外で工業用地の指定はしておりませんので、今のところ新たな動きというのはないようでございます。兵庫県とも連携の中で、これからも情報収集に努めてまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 6番の工場誘致の件なんですけれども、今先ほどの答弁で、動きがないという形でいただいたんですが、何かやっただけけれども、動きがないのか、実際に何かをしていないのか、その動きがないっていう意味合いがどちらなんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 用途の関係もございまして、そういった意味でそういう工場の進出についての相談等、そういったものも含めて現在のところはないということでございます。

○議長（佐野芳彦） よろしい。意味わからんなら、もう一回聞いてもらええ。

中藪清志議員。

○中薮清志議員 済みません、もう一度お願いしてもよろしいですか。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 先ほどもご答弁申し上げましたが、用途地域の中で工業地域というのは現在の東芝しかございません。ですから、それ以外の地域では、工場の誘致については考えられないということで、それ以上のものを広げていくという考え方はございませんので、そこに関しては、現在のところはそういった動きは私のほうでは確認しておりません。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 部長、工業用地としては東芝の用地だけなんだけど……。

町長。

○町長(首藤正弘) この工場の誘致という件でございますが、これにつきましては先ほど部長が申し上げましたように、太子町では工業団地等々は持ち合わせておりません。そうした工場が建てられるというところは、場所は東芝の敷地のみで太子町はございますので、なかなか誘致というのは、町としては動けないと。

しかしながら、私といたしましては、今東芝の旧ブラウン管の跡地も、これはおのずと、もう個人名称を出しますんで言いますけど、東芝さんの新たな事業を何かを張りつけていただきたいということでの動きは今も継続してやっているところでございます。しかし、まだ目ぼしいそうしたいい事業種が見つからないという回答を受けております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ということは、総合計画に今載せていらっしゃることにしてなんですけれども、いくと東芝さんとこの敷地があかない限りは、工場の誘致はできないという認識になるのでしょうか。

○議長(佐野芳彦) 町長。

○町長(首藤正弘) これはもうご高承のとおり、東芝さん個人の敷地でございますの

で、そこへよそのほかの企業の事業を張りつけるというようなことは、行政としては全く考えられません。できません。だから、東芝さんの何かの事業を持ってきていただくというお願い、東芝さんをお願いするしかできないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(佐野芳彦) 東芝の持ち物の土地であって、工業地ということなんで、東芝が売るか、貸すかしなかったら、ほかの企業が入り込めない、そこに工場持ってこれないという意味です。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 はい、その件は理解しました。

あと、ほかの件なんですけれども、キャリアアップにつないでらっしゃるというお話等々、ハローワークを通じてだったりとかあるかと思いますが、実際に町主催で何か取り組みということは、セミナーですとか、創業される方へのサポートというところは、町主導としては難しいお話なんでしょうか。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) キャリアアップ、ハローワーク姫路ということで、それからひめじ若者サポートステーション、2つの取り組みがあるわけでございますが、太子町主催でということでは、特に今のところは考えておりません。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 中薮清志議員。

○中薮清志議員 わかりました。

では、次の質問に移りたいと思います。

歩道の改修工事予定はということなんですけれども、ユニバーサルデザインの推進により、沖代線の歩道が改修されていることにより、段差より車の風圧のほうが怖くないという理由で、以前車道を走られてらっしゃった車いすの方から喜びの声とかもいただいております。

しかし、周辺、あと太子町内に関しましては、依然高低差や段差、緑化のための植え込

みで通路が狭くなっているなど、改善が必要な道路が多いのも事実であるかと思えます。

その中で質問なんですけれども、1つ目は、障害者や高齢者の方の意見を聞く場を設けていらっしゃるのでしょうか。あと、もう一つが、沖代線の次はどの場所を改修されるのか、もしそれがあつたら、優先順位等もお伺いできればと思えます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 歩道の改修に伴います障害者あるいは高齢者の意見を聞く場を設けているのかというご質問でございますが、平成22年度で太子町ユニバーサル事業プランの策定を行いました、その段階では自治会の役員の方々あるいは障害をお持ちの方々にご意見をお伺いするとともに、実際には行政側におきましても、社会福祉課あるいはさわやか健康課、そして街づくり課が共同してソフト、ハード面からのユニバーサル社会づくりに取り組んでいるところでございます。

また、まちづくりの集いなどにおきましても、福祉をテーマにしたり、自治会との自助、共助のテーマなど幅広い方々のご意見の抽出に心がけて、可能な限り住民の方々のご意見を取り入れるようにしております。

今後でもできる限り多くの方々のご意見をお聞きする場を設けまして、まちづくりに反映していきたいというように考えております。

それから、2番目の沖代線の次はどこの箇所を改修するのかということ、あるいは優先順位があるのなら理由もということでございますが、沖代線につきましては、町内主要な南北幹線道路といたしまして、1日1万台以上と増加する交通量に対応するため、歩道幅及びセミフラット化など、通行の安全性の向上を目的といたしまして道路改良に取り組んでまいったところでございます。

道路改良の考え方といたしましては、バリアフリー化以外にも歩車道分離あるいは歩道化による自転車、歩行者の安全性の向上並

びに車道の質的な向上を図ることも重要な目的でございます。

道路改良の優先順位につきましては、交通量、道路の劣化状況、歩道の状況など総合的に判断をいたしまして事業を進めております。中・長期的には沖代線、新幹線以北、旧国道2号まで道路改良を進めながら、人口や公共施設の集積地でありますユニバーサル推進地区を中心として住民の方々のご意見をお聞きしながら事業の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 今のお話を伺って、私個人的にも沖代線の新幹線より以北のところ、先日もちょっと車いす体験させていただいたんですけれども、あそこかなり通行しにくいなというところだったので、そこを優先していただければなと思っておりますので、ぜひその事業を推進していただければと思えます。

また、太田のほうでも、ちょっと線の名前忘れてしまったんですけれども、不二家さんのところから下がってるところですね、南に。あの辺もお声のほうちょうだいしておりますので、そのあたりも含めてぜひご検討いただければと思えますので、よろしく願います。

一般質問は以上で終了いたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

（散会 午後4時55分）